

## 介護保険制度の運営状況について（主なポイント）

＜資料＞1-2 本市における介護保険事業の運営状況

1-3 見える化システムを活用した地域分析

1-4 介護予防・日常生活支援総合事業の状況

1-5 茨木市内「住宅型有料老人ホーム」「サービス付高齢者向け住宅」件数推移

### 1 高齢者人口の状況

- ・高齢者人口は増加傾向にありますが、特に 75 歳以上の後期高齢者の数が大きく増え、高齢者に占める割合が高くなっています。【P 3】

	R2.9月末（A）	R5.9月末（B）	差（B-A）
高齢者数	68,404 人	69,868 人	1,464 人
65-74 歳（率）	33,920 人（49.6%）	29,690 人（42.5%）	△4,230 人（△7.1%）
75 歳以上（率）	34,484 人（50.4%）	40,178 人（57.5%）	5,694 人（7.1%）
（再掲）85 歳以上	9,489 人	11,395 人	1,906 人

※R5.9月末は計画値

### 2 第1号被保険者数・要介護（要支援）認定者数

- ・第1号被保険者数・要介護（要支援）認定者数ともに増加傾向となっています。【P 4】
- ・要介護認定者の総数は増加しており、軽度者・重度者に変わりなく増加しています。

	R2.9月末（A）	R4.9月末（B）	差（B-A）
要支援者	3,146 人	3,354 人	208 人
要介護者	8,920 人	9,553 人	633 人
合計	12,066 人	12,907 人	841 人

- ・要介護認定率（年齢調整後）は全国平均よりも高い。

茨木市	全国	大阪府
19.3%	18.9%	23.1%

【P 18】

### 3 保険給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費

#### （1）保険給付費

- ・前年比で約 6 億 5,800 万円（3.5%）の増額となっており、居宅サービスや地域密着型サービスの伸びが大きくなっております。【P 5】

・居宅サービスが伸びている要因として、要介護認定者数の増加に加えて、サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームの増加も影響していると考えられます。 【P 29】

・介護給付費を構成する3つの要素①認定率 ②受給率 ③受給者1人あたり給付費 は大阪府及び北摂7市の比較では低い傾向にあります。 【P 18, 19, 20】

項目	茨木市	大阪府
①要介護認定率（年齢・性別調整済み）	19.3%(5)	23.1%
②受給率（在宅サービス）	11.1%(5)	13.2%
③受給者1人あたり給付費（在宅・居住系）	135,692円(4)	139,047円

※（）内の数字は北摂7市における順位

#### （2）介護予防・日常生活支援総合事業費

・訪問型サービス：令和4年度は利用者数及び事業費ともに減少しています。【P 24】

・通所型サービス：通所介護相当サービスの利用者が増加したことに加え、コミュニティデイハウスや短期集中リハビリトレーニングの事業所が増えたことに伴い、利用者数・総事業費ともに増加しています。

【P 25】

項目	R3	R4
訪問型サービス（事業費）	172,849千円	161,254千円
通所型サービス（事業費）	379,773千円	410,981千円

## 4 まとめ

・茨木市は高齢化率がそれほど高くないにも関わらず、要介護認定率（年齢調整後）が全国平均を上回っています。

・1人あたりの給付費はそれほど大きく伸びてはいませんが、将来的には、他市よりも介護が必要となる高齢者数の伸びが大きくなるため、今後、介護予防・重度化防止に力を入れる必要があります。

茨木市健康医療部 長寿介護課  
茨木市福祉部 福祉指導監査課

## 本市における介護保険事業の運営状況

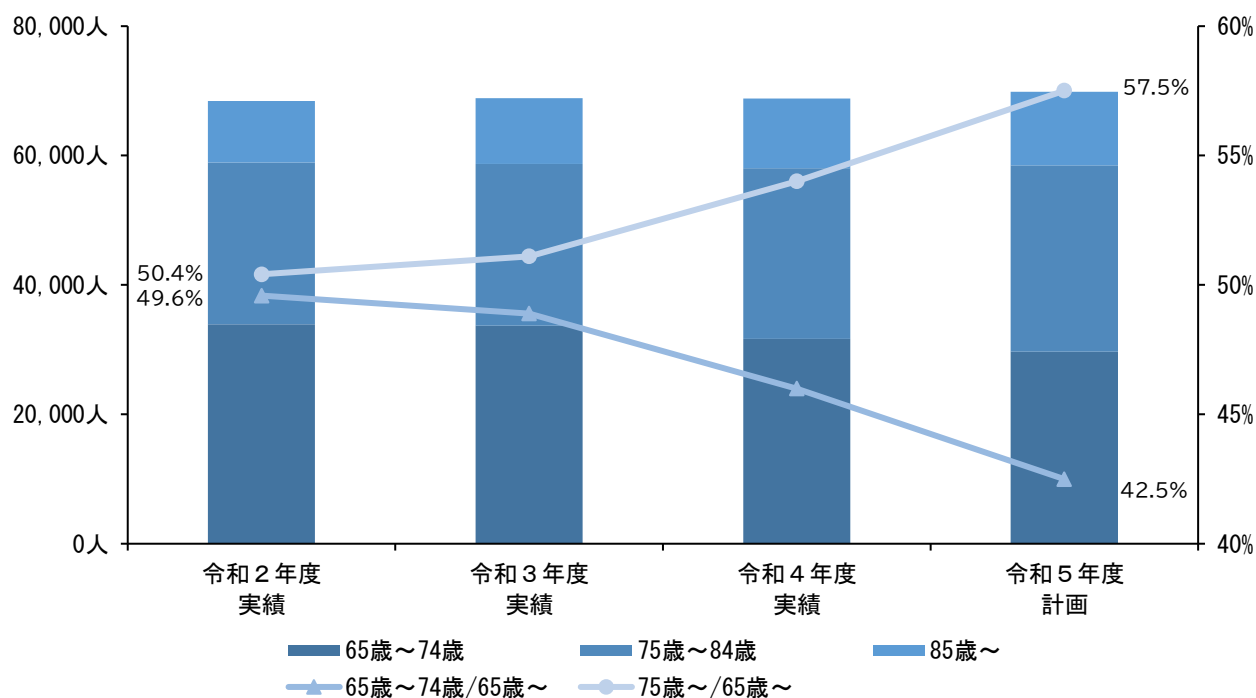
### 1 高齢者人口の状況

(単位：人)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)			令和5年度 (2023年度)	
	実績	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画
総人口	283,236	283,861	283,255	△ 606	283,917	284,536	619	283,973
65歳～74歳	33,920	32,360	33,677	1,317	31,026	31,648	622	29,690
75歳～84歳	24,995	26,741	25,007	△ 1,734	27,762	26,412	△ 1,350	28,783
85歳～	9,489	10,152	10,192	40	10,772	10,752	△ 20	11,395
高齢化率	24.2%	24.4%	24.3%	△ 0.1%	24.5%	24.2%	△ 0.3%	24.6%

実績値は各年9月30日時点（出典：茨木市住民基本台帳）

高齢者人口に対する前期高齢者・後期高齢者の割合



(参考) 第1号被保険者数

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総人口	283,236	283,255	284,536	283,973
第1号被保険者数	68,455	68,890	68,836	69,868
第1号被保険者率	24.2%	24.3%	24.2%	24.6%

実績値は各年9月30日時点（出典：茨木市住民基本台帳・介護保険事業状況報告月報）

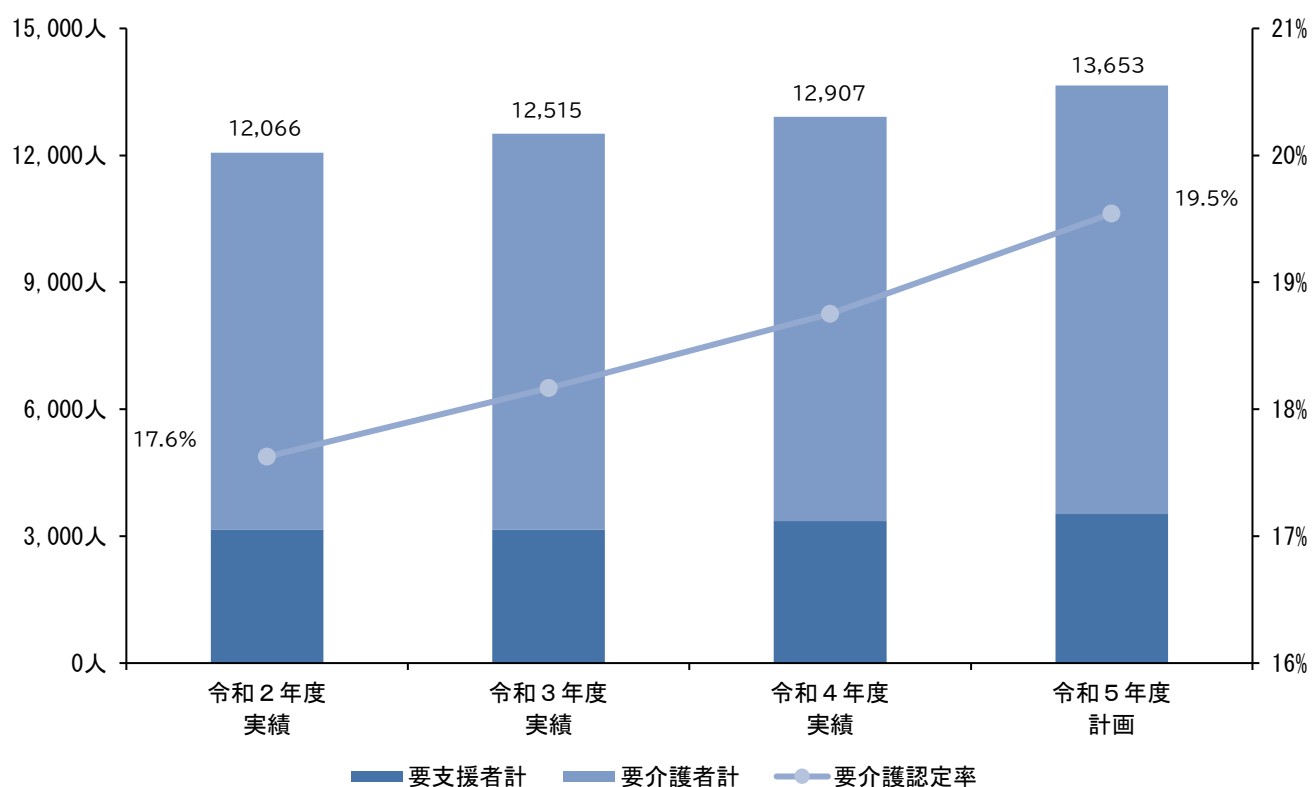
(注) 令和5年度のみ第1号被保険者数ではなく、65歳以上人口

## 2 要介護（要支援）認定者の状況

(単位：人)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)			令和5年度 (2023年度)	
	実績	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画
合計	12,066	12,597	12,515	△ 82	13,125	12,907	△ 218	13,653
要支援1	1,604	1,669	1,689	20	1,730	1,845	115	1,791
要支援2	1,542	1,604	1,470	△ 134	1,667	1,509	△ 158	1,729
要支援者計	3,146	3,273	3,159	△ 114	3,397	3,354	△ 43	3,520
要介護1	2,765	2,890	2,996	106	3,017	3,036	19	3,142
要介護2	2,093	2,184	2,123	△ 61	2,274	2,170	△ 104	2,366
要介護3	1,652	1,731	1,724	△ 7	1,809	1,708	△ 101	1,886
要介護4	1,365	1,428	1,456	28	1,492	1,522	30	1,556
要介護5	1,045	1,091	1,057	△ 34	1,136	1,117	△ 19	1,183
要介護者計	8,920	9,324	9,356	32	9,728	9,553	△ 175	10,133

実績値は各年9月30日時点（出典：介護保険事業状況報告月報）



●要介護認定者数は年々増加しており、全国平均よりも要介護認定率（年齢調整後）が高い。

[R3要介護認定率(調整済み)] 全国：18.9% 大阪府：23.1% 茨木市：19.3%

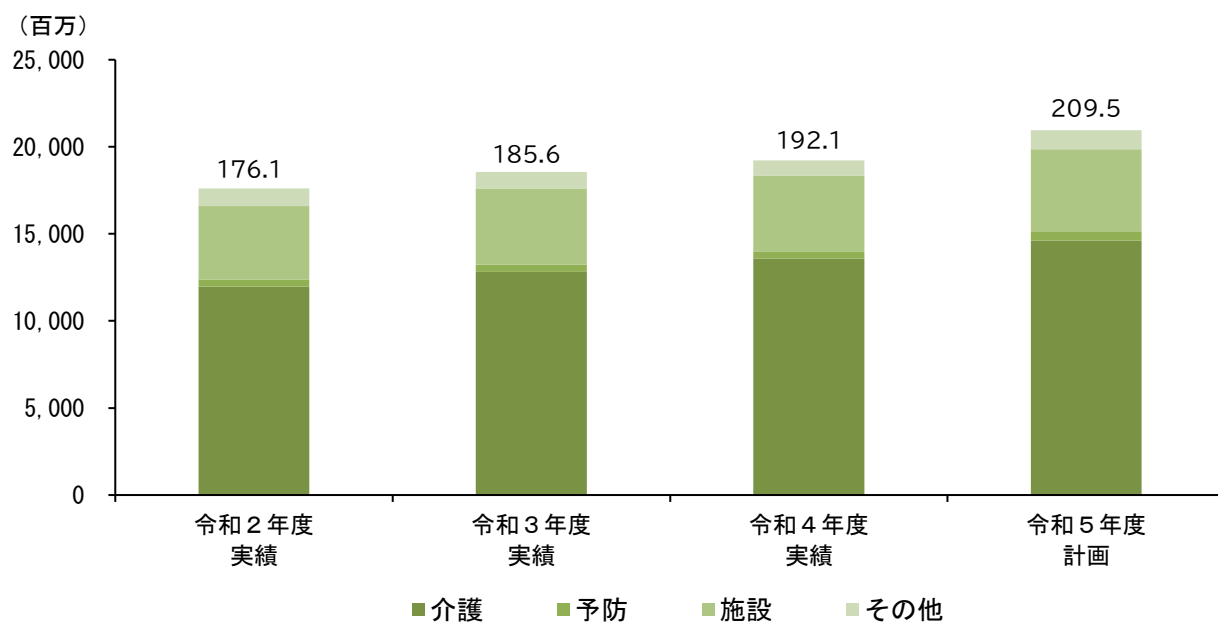
●要介護（要支援）認定を受けずに事業対象者に該当した人数は(P10)に記載

### 3 介護保険サービス等の見込み量

#### (1) 介護保険給付費の推計（前年比）

（単位：百万）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
	実績	実績	前年比	実績	前年比	計画	前年比
介護予防サービス	303	315	12 104.0%	321	6 101.9%	375	54 116.8%
地域密着型 介護予防サービス	28	25	△ 3 89.3%	18	△ 7 72.0%	40	22 222.2%
介護予防支援	73	78	5 106.8%	81	3 103.8%	87	6 107.4%
居宅サービス	8,570	9,128	558 106.5%	9,652	524 105.7%	10,271	619 106.4%
地域密着型サービス	2,396	2,597	201 108.4%	2,772	175 106.7%	3,108	336 112.1%
居宅介護支援	994	1,092	98 109.9%	1,148	56 105.1%	1,225	77 106.7%
介護保険施設サービス	4,239	4,380	141 103.3%	4,334	△ 46 98.9%	4,760	426 109.8%
特定入所者 介護サービス費	390	330	△ 60 84.6%	265	△ 65 80.3%	335	70 126.4%
高額介護サービス費	520	515	△ 5 99.0%	522	7 101.4%	597	75 114.4%
高額医療合算 介護サービス費	75	78	3 104.0%	81	3 103.8%	124	43 153.1%
審査支払手数料	16	17	1 106.3%	18	1 105.9%	24	6 133.3%
合計	17,605	18,555	950 105.4%	19,213	658 103.5%	20,946	1,733 109.0%



（注）介護：居宅サービス・地域密着型サービス・居宅介護支援  
 予防：介護予防サービス・地域密着型介護・予防サービス・介護予防支援  
 施設：介護保険施設サービス

(2) 介護保険給付費の推計 (計画比)

(単位：百万)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)			令和5年度 (2023年度)	
	実績	計画	実績	計画比	計画	実績	計画	
介護予防サービス	303	346	315	△ 31 91.0%	360	321	△ 39 89.2%	375
地域密着型 介護予防サービス	28	37	25	△ 12 67.6%	39	18	△ 21 46.2%	40
介護予防支援	73	83	78	△ 5 94.0%	83	81	△ 2 97.6%	87
居宅サービス	8,570	9,578	9,128	△ 450 95.3%	9,889	9,652	△ 237 97.6%	10,271
地域密着型サービス	2,396	2,793	2,597	△ 196 93.0%	2,969	2,772	△ 197 93.4%	3,108
居宅介護支援	994	1,087	1,092	5 100.5%	1,156	1,148	△ 8 99.3%	1,225
介護保険施設サービス	4,239	4,523	4,380	△ 143 96.8%	4,640	4,334	△ 306 93.4%	4,760
特定入所者 介護サービス費	390	347	330	△ 17 95.1%	323	265	△ 58 82.0%	335
高額介護サービス費	520	501	515	14 102.8%	537	522	△ 15 97.2%	597
高額医療合算 介護サービス費	75	95	78	△ 17 82.1%	106	81	△ 25 76.4%	124
審査支払手数料	16	18	17	△ 1 94.4%	21	18	△ 3 85.7%	24
合計	17,605	19,408	18,555	△ 853 95.6%	20,122	19,213	△ 909 95.5%	20,946

(注) 特定入所者介護サービス費及び高額介護サービス費の計画値は一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額調整後の値

#### 4 介護保険サービス利用の状況

##### (1) 給付費（月額）の推移

(単位：百万円)

	令和2年 4月		令和3年 4月		令和4年 4月		令和5年 4月	
	前年 同月比		前年 同月比		前年 同月比		前年 同月比	
合計	103.4	1,320 (100.0%)	108.0	1,426 (100.0%)	104.6	1,491 (100.0%)	103.8	1,547 (100.0%)
居宅 サービス	102.9	780 (59.1%)	110.0	858 (60.2%)	105.2	903 (60.6%)	106.1	958 (61.9%)
地域 密着型 サービス	103.8	192 (14.5%)	109.9	211 (14.8%)	107.1	226 (15.2%)	106.2	240 (15.5%)
施設 サービス	104.2	348 (26.4%)	102.6	357 (25.0%)	101.4	362 (24.3%)	96.4	349 (22.6%)

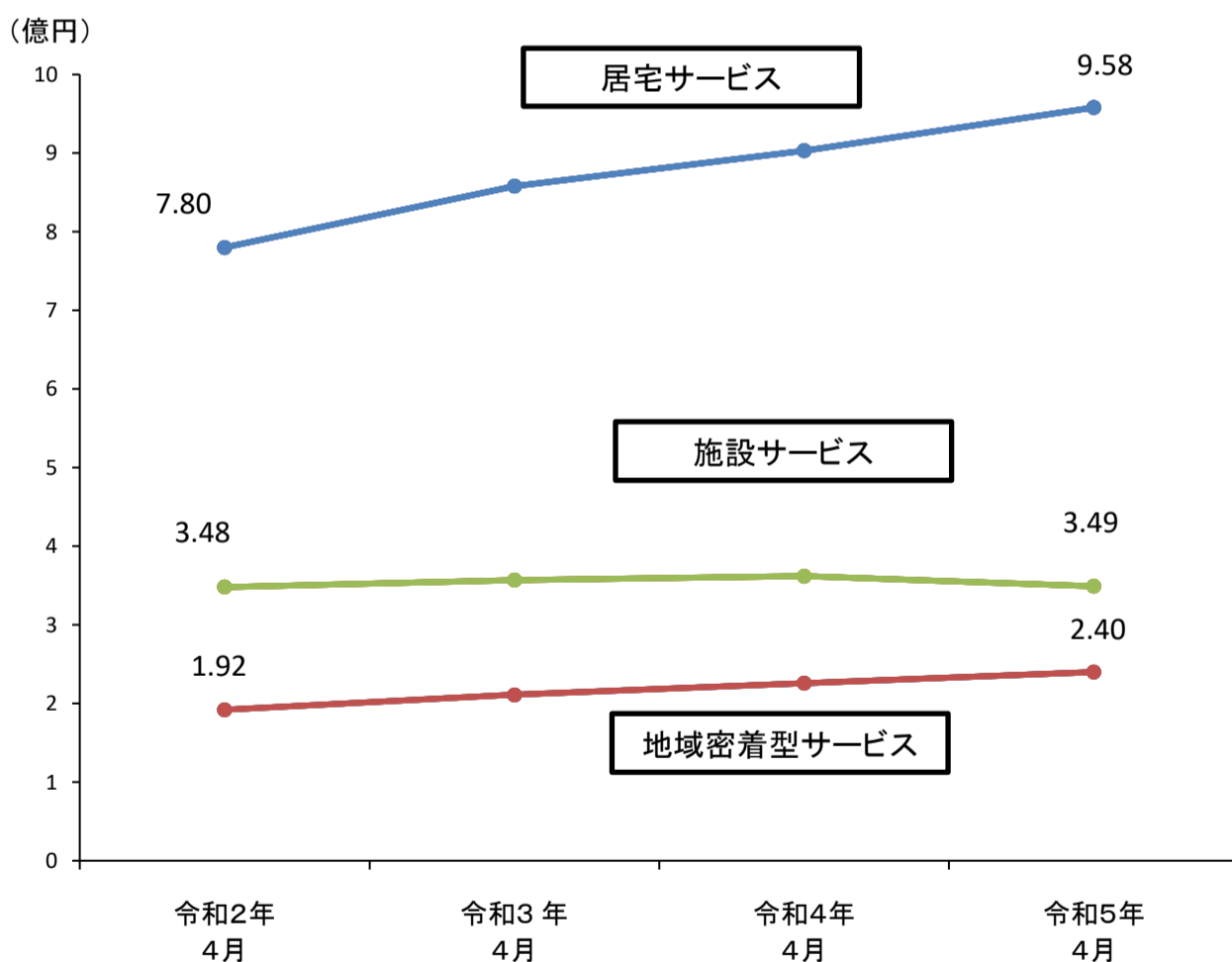
(出典：介護保険事業状況報告月報)

(注) 保険給付（介護給付・予防給付）の月額給付費（利用者負担分を含まない。）

(注) 特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費を含まない。

(注) ( ) 内の数値は、合計に対する構成比である。

(注) 下線部分は暫定集計値であり、今後変更される可能性がある。



● 給付費の月額はやや増加傾向にあり、令和5年4月時点で約15億5千万円となっています。居宅サービスの給付費が全体の約6割を占めています。

(2) 1人あたり給付費の推移

① 第1号被保険者1人あたり給付費(月額)

(単位:円)

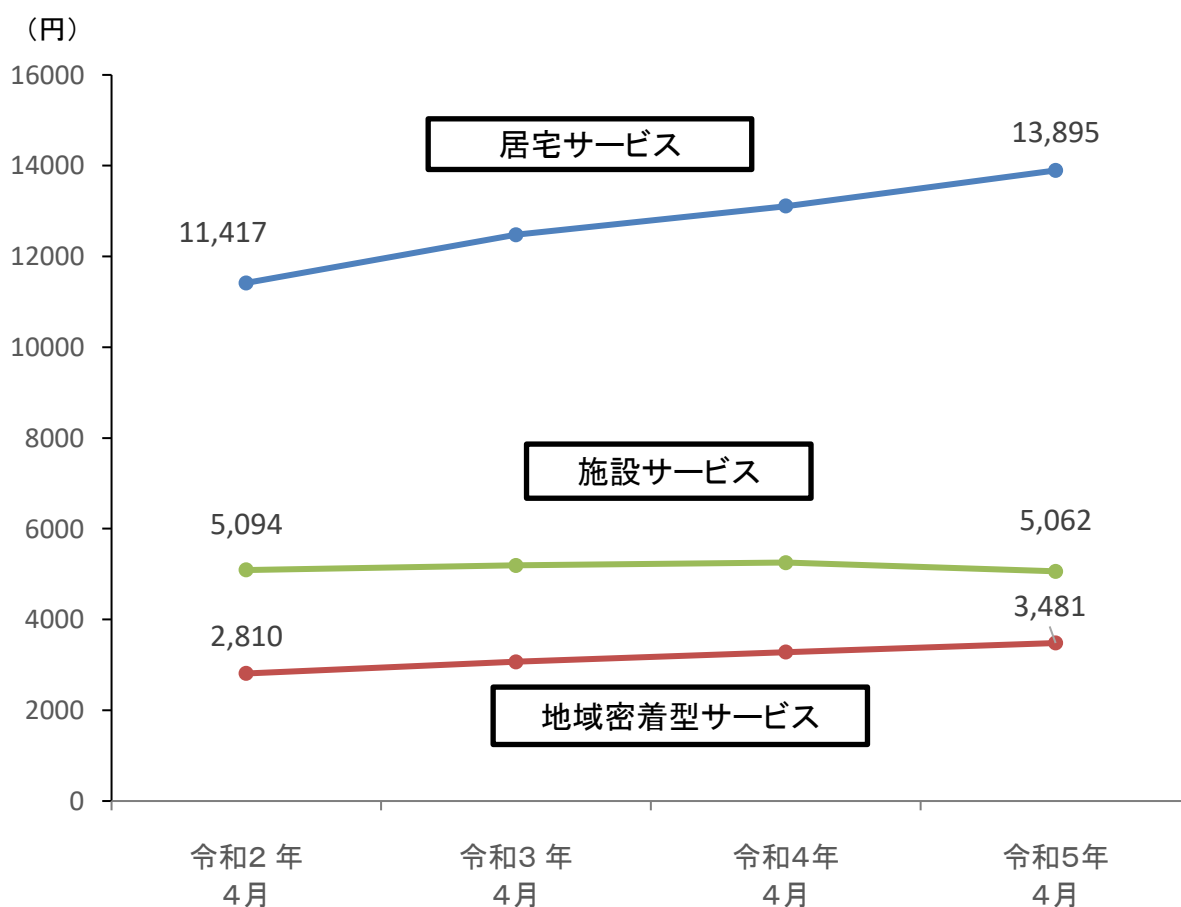
	令和2年 4月		令和3年 4月		令和4年 4月		令和5年 4月	
		前年 同月比		前年 同月比		前年 同月比		前年 同月比
合計	19,321 (100.0%)	102.5 %	20,739 (100.0%)	107.3 %	21,645 (100.0%)	104.4 %	22,439 (100.0%)	103.7 %
居宅 サービス	11,417 (59.1%)	102.0 %	12,479 (60.2%)	109.3 %	13,109 (60.6%)	105.1 %	13,895 (61.9%)	106.0 %
地域 密着型 サービス	2,810 (14.5%)	102.9 %	3,069 (14.8%)	109.2 %	3,281 (15.2%)	106.9 %	3,481 (15.5%)	106.1 %
施設 サービス	5,094 (26.4%)	103.3 %	5,192 (25.0%)	101.9 %	5,255 (24.3%)	101.2 %	5,062 (22.6%)	96.3 %

(出典:介護保険事業状況報告月報)

(注) 給付費(月額)を第1号被保険者数で除したものの。

(注) ( )内の数値は、合計に対する構成比である。

(注) 下線部分は暫定集計値であり、今後変更される可能性がある。



● 第1号被保険者1人あたり給付費は増加傾向ですが、全国、大阪府平均よりも下回っており、その結果、介護保険料を低く抑えることができます。(P10参照)

[参考]

全国:23,176円 大阪府:26,958円 茨木市:22,176円

(R4 見える化システム暫定値)



② 介護保険サービス受給者1人あたり給付費（月額）

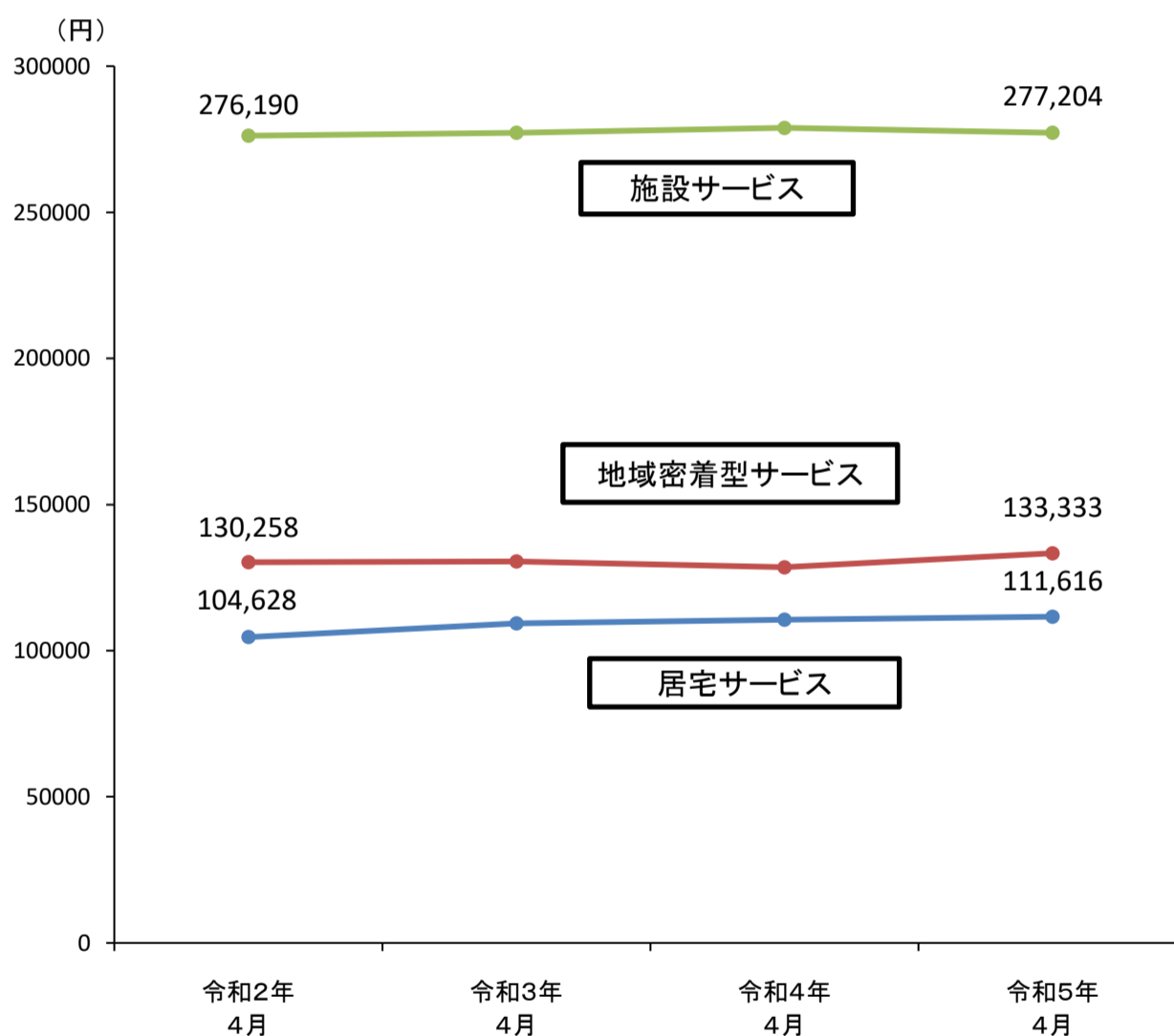
（単位：円）

	令和2年 4月		令和3年 4月		令和4年 4月		令和5年 4月	
	前年 同月比		前年 同月比		前年 同月比		前年 同月比	
平均	101.7%	129,551	102.4%	132,614	100.2%	132,911	100.0%	132,881
居宅サービス	99.7%	104,628	104.5%	109,313	101.2%	110,635	100.9%	111,616
地域密着型サービス	107.4%	130,258	100.2%	130,569	98.5%	128,555	103.7%	133,333
施設サービス	105.3%	276,190	100.4%	277,174	100.6%	278,891	99.4%	277,204

（出典：介護保険事業状況報告月報）

（注）給付費（月額）をサービス別受給者数で除したものの。

（注）下線部分は暫定集計値であり、今後変更される可能性がある。



● 茨木市の傾向

茨木市は高齢化率がそれほど高くないにもかかわらず、要介護認定率（年齢調整後）が全国平均を上回っています。

1人あたりの給付費はそれほど大きく伸びてはいませんが、将来的には、他市よりも介護が必要となる高齢者数の伸びが大きくなり、急激な介護給付費の増加が見込まれま

## 5 保険料（月額）

（単位：円）

	第1期 （平成12～14年度）	第2期 （平成15～17年度）	第3期 （平成18～20年度）	第4期 （平成21～23年度）	第5期 （平成24～26年度）	第6期 （平成27～29年度）
茨木市平均	2,978	3,129	3,847	3,877	4,550	4,940
（参考）大阪府平均	3,134	3,394	4,675	4,588	5,303	6,025
（参考）全国平均	2,911	3,293	4,090	4,160	4,972	5,514

	第7期 （平成30～ 令和2年度）	第8期 （令和3～ 令和5年度）
茨木市平均	5,300	5,990
（参考）大阪府平均	6,636	6,826
（参考）全国平均	5,869	6,014

（注）保険料額は、保険料基準額。大阪府平均は第1期、第2期は「単純平均」、第3期、第4期、第5期、第6期、第7期、第8期は加重平均。全国平均は「加重平均」

## 6 居宅介護支援事業所の状況

### ① 居宅介護支援事業所の指定・登録状況の推移

令和5年4月1日現在（単位：件）

平成30年 4月1日	平成31年 4月1日	令和2年 4月1日	令和3年 4月1日	令和4年 4月1日	令和5年 4月1日	前年度比
86	82	77	82	76	72	94.7%

### ② 新規参入、廃止の状況

令和5年4月1日現在（単位：件）

令和3年4月1日 指定事業所数	令和4年4月1日 指定事業所数	令和4年度中 増加数	令和4年度中 減少数	令和5年4月1日 指定事業所数
82	76	2	8	2

## 7 事業対象者（基本チェックリスト該当者）

各年度末（単位：人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業対象者	304	353	384	391	384

## 8 介護保険サービス基盤の状況

### ① 居宅サービス事業所の指定・登録状況の推移

令和5年4月1日現在（単位：件）

	平成30年 4月1日	平成31年 4月1日	令和2年 4月1日	令和3年 4月1日	令和4年 4月1日	令和5年 4月1日	前年度比
訪問介護	94	94	97	98	102	102	100.0%
訪問入浴介護	5	5	4	4	4	6	150.0%
訪問看護	27	27	32	36	41	44	107.3%
通所介護	37	38	39	40	40	40	100.0%
通所リハビリテーション	1	1	0	2	2	2	100.0%
短期入所生活介護	15	16	16	16	16	17	106.3%
短期入所療養介護	0	0	0	0	0	0	0.0%
特定施設入居者生活介護	10	10	10	10	10	9	90.0%
福祉用具貸与	15	14	14	16	12	10	83.3%
特定福祉用具販売	15	14	14	16	12	10	83.3%
計	219	219	226	238	239	240	100.4%

（注）介護予防（総合事業）の指定と重複しているものは、「1」として計上

### ② 新規参入、廃止の状況

令和5年4月1日現在（単位：件）

令和3年4月1日 指定事業所数	令和4年4月1日 指定事業所数	令和4年度中 増加数	令和4年度中 減少数	令和5年4月1日 指定事業所数
238	239	15	19	5

### ③ 居宅サービス事業者の内訳

令和5年4月1日現在（単位：件）

	訪問 介護	訪問 入浴	訪問 看護	通所 介護	通所 リハ	短期 生活	短期 療養	特定 施設	福祉 用具 貸与	福祉 用具 販売	居宅 介護 支援	計
社会福祉法人	8	0	1	14	0	16	0	1	0	0	16	56 (17.9%)
医療法人	2	0	7	0	2	0	0	0	0	0	6	17 (5.4%)
営利法人	88	6	30	24	0	1	0	8	9	9	42	217 (69.6%)
地方公共団体 (市町村)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
NPO法人	4	0	2	2	0	0	0	0	0	0	5	13 (4.2%)
その他	0	0	4	0	0	0	0	0	1	1	3	9 (2.9%)
計	102	6	44	40	2	17	0	9	10	10	72	312 (100.0%)

(注) その他は農協・生協 等

(注) ( ) 内の数値は、合計に対する構成比

(注) 介護予防（総合事業）の指定と重複しているものは、「1」として計上

### ④ 地域密着型サービス事業者の指定状況

令和5年4月1日現在（単位：件）

	令和2年 4月1日	令和3年 4月1日	令和4年 4月1日	令和5年 4月1日
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	2	2	2
夜間対応型訪問介護	1	1	1	1
地域密着型通所介護	33	33	37	35
認知症対応型通所介護	12	13	13	12
小規模多機能型居宅介護	14	14	14	14
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	13	14	14	16
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4	5	5	6
看護小規模多機能型居宅介護	2	2	2	2
計	81	84	88	88

## 9 事業者、施設に対する指導・監査

### (1) 指導

	種別	事業所数	集団指導	書面指導	実地指導
令和 2 年度	居宅介護支援事業者	[事業所数]	0	-	0
	居宅サービス事業者等	[事業所数]	0	-	0 (0)
令和 3 年度	居宅介護支援事業者	[事業所数]	80	-	2
	居宅サービス事業者等	[事業所数]	434	-	122 (60)
令和 4 年度	居宅介護支援事業者	[事業所数]	74	-	16
	居宅サービス事業者等	[事業所数]	449	-	104 (26)

(注) 実地指導件数については、上段に介護予防（総合事業）を含む事業所数を表示し、下段に括弧書きで介護予防（総合事業）の内数を表記

(注) 介護保険施設については、大阪府所管のため種別から削除

(2) 監査

【令和2年度実績】

	監査件数	監査後の措置				
		行政上の措置等				経済上の措置
		処分	改善勧告	改善指導	その他	
居宅介護支援事業者	0事業所	-	-	-	-	-
居宅サービス事業者等	0事業所 (0事業所)	-	-	-	-	-

【令和3年度実績】

	監査件数	監査後の措置				
		行政上の措置等				経済上の措置
		処分	改善勧告	改善指導	その他	
居宅介護支援事業者	0事業所	-	-	-	-	-
居宅サービス事業者等	5事業所 (3事業所)	-	-	-	-	-

【令和4年度実績】

	監査件数	監査後の措置				
		行政上の措置等				経済上の措置
		処分	改善勧告	改善指導	その他	
居宅介護支援事業者	0事業所	-	-	-	-	-
居宅サービス事業者等	2事業所 (1事業所)	5 (3)	-	-	-	-

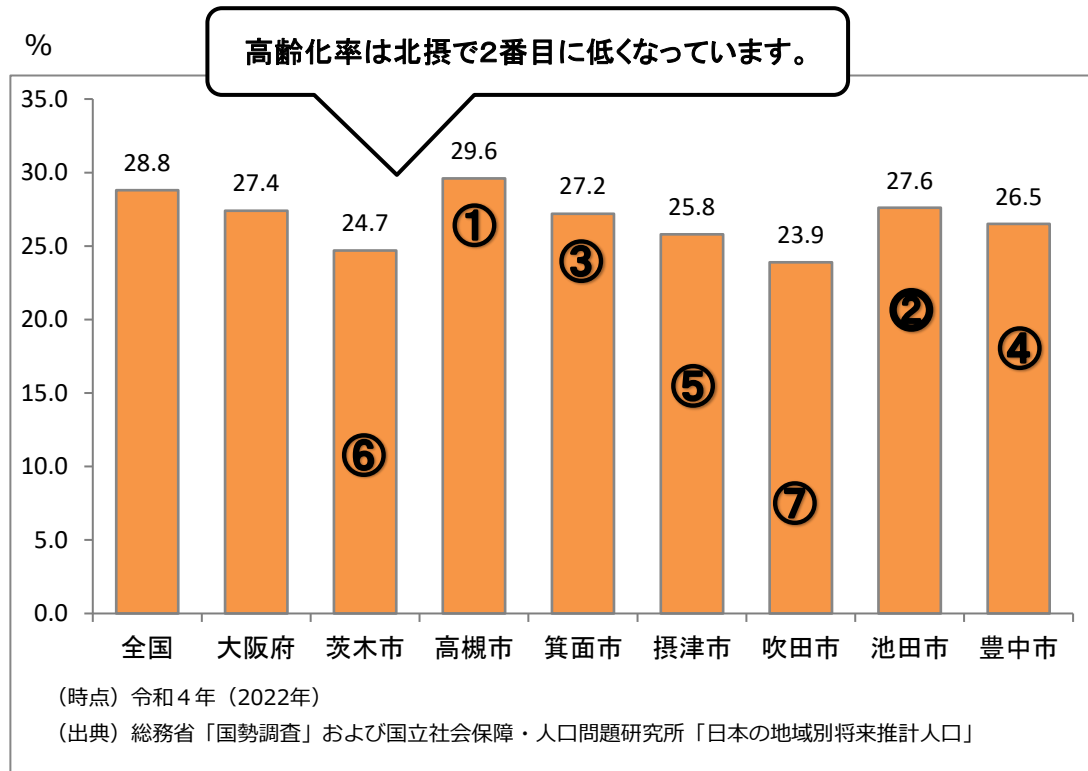
(注) 上段に介護予防(総合事業)を含む事業所数を表示し、下段に括弧書きで介護予防(総合事業)の内数を表記

(注) 介護保険施設については、大阪府所管のため種別から削除

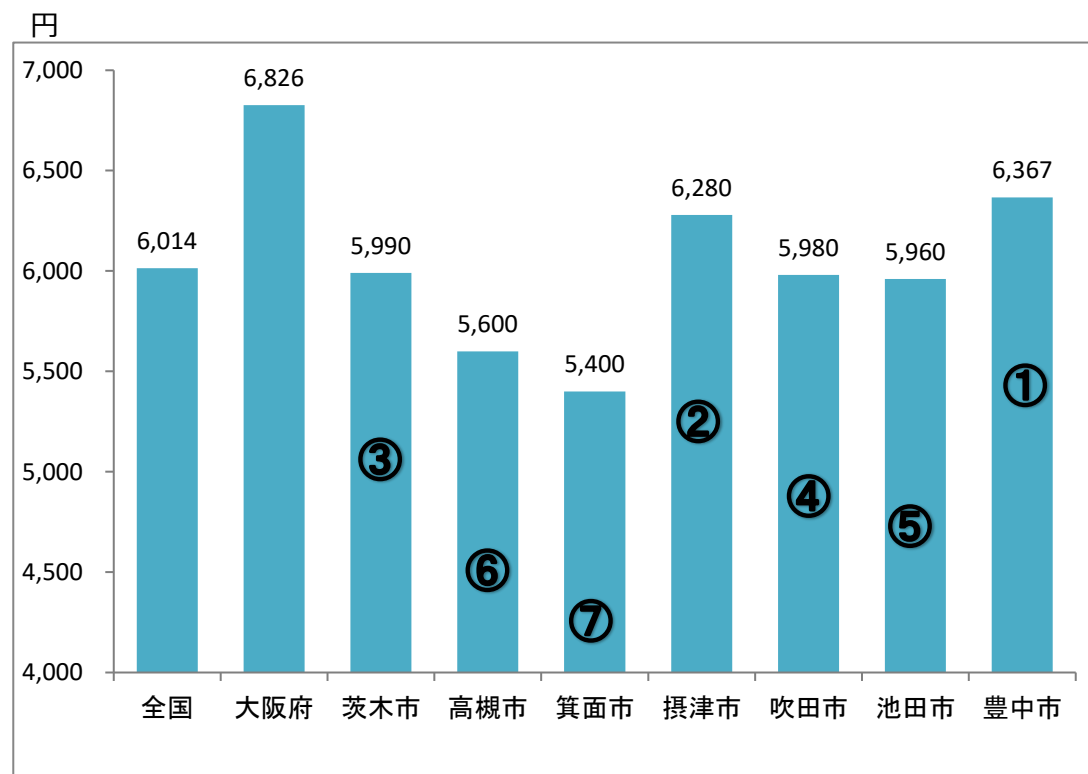
## 見える化システムを活用した地域分析

## 見える化システムを活用した地域分析

### ■ 高齢化率の状況

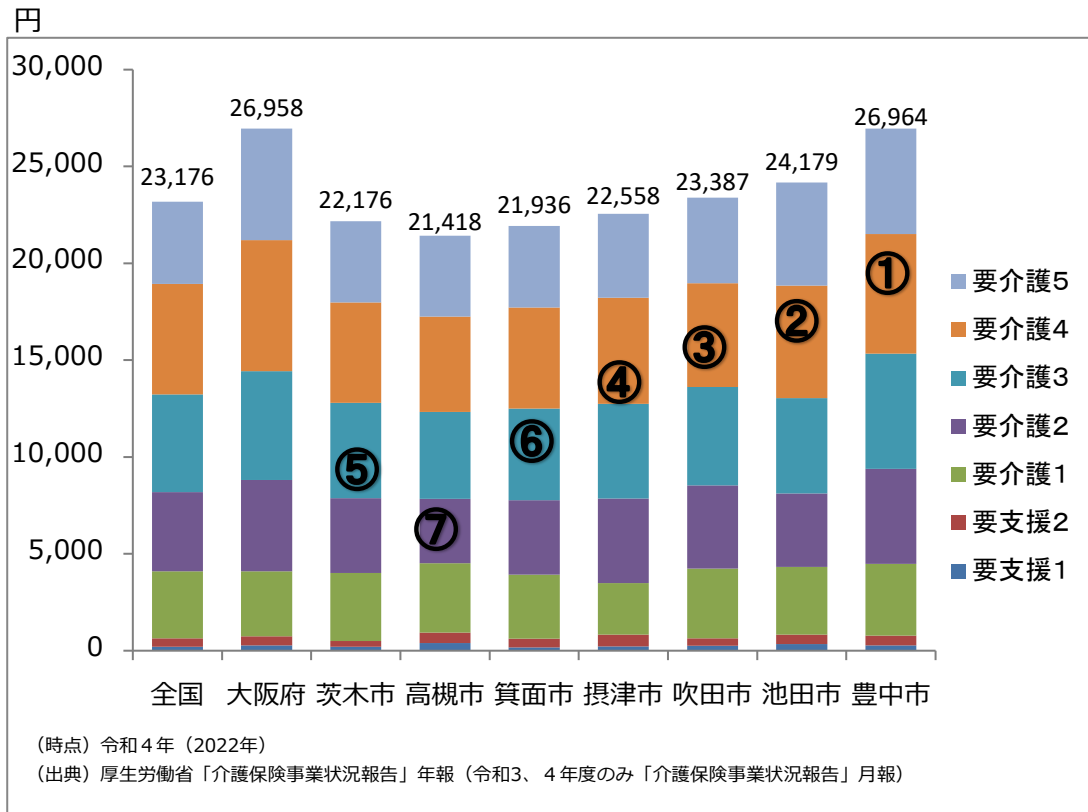


### ■ 第8期(平成3年から令和5年度)介護保険料(月額)

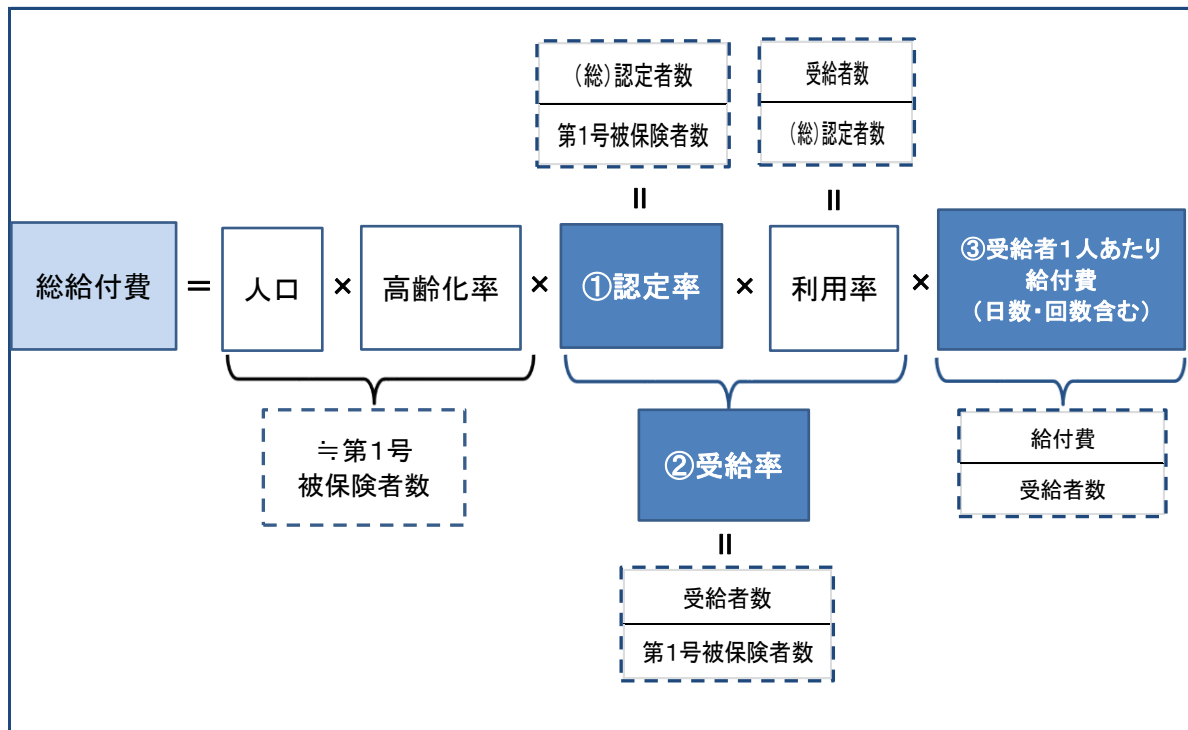




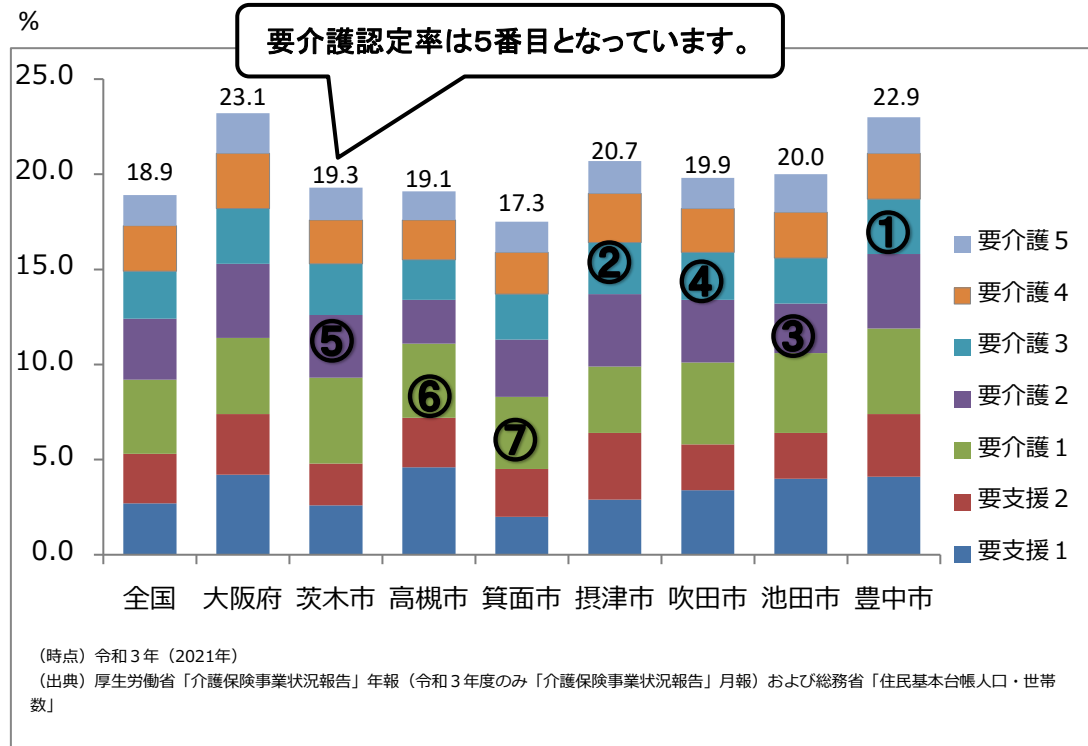
## ■ 第1号被保険者一人あたり給付月額



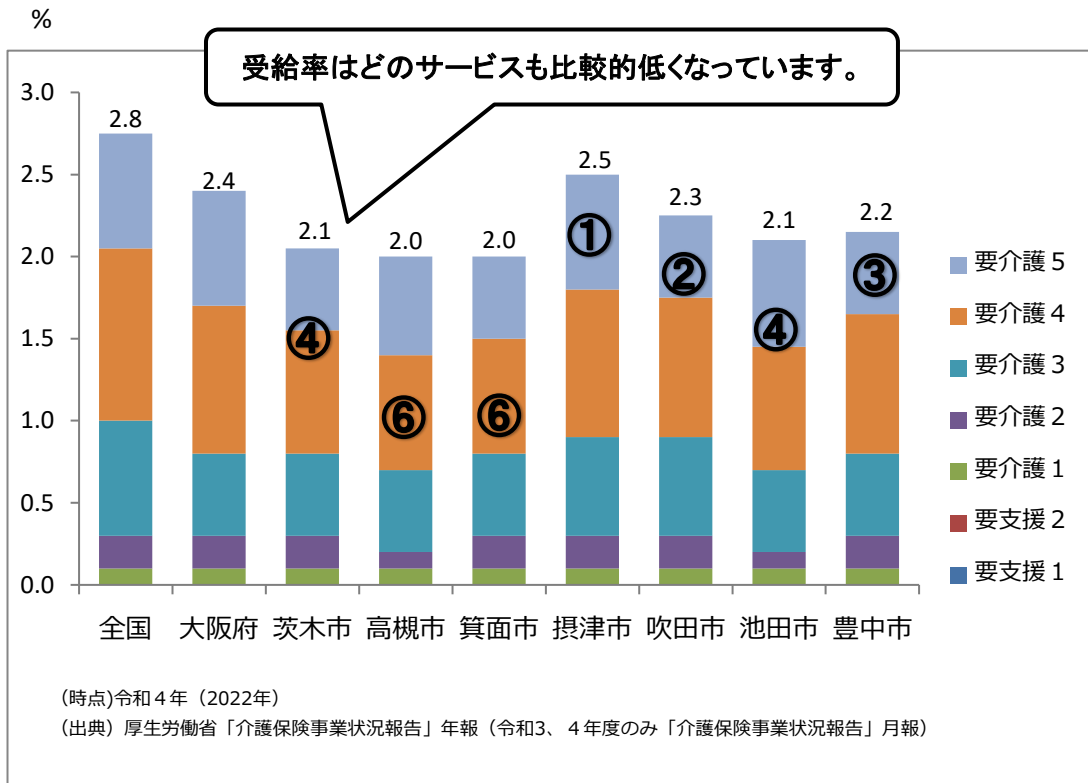
## ■ 給付費と3つの要素との関係



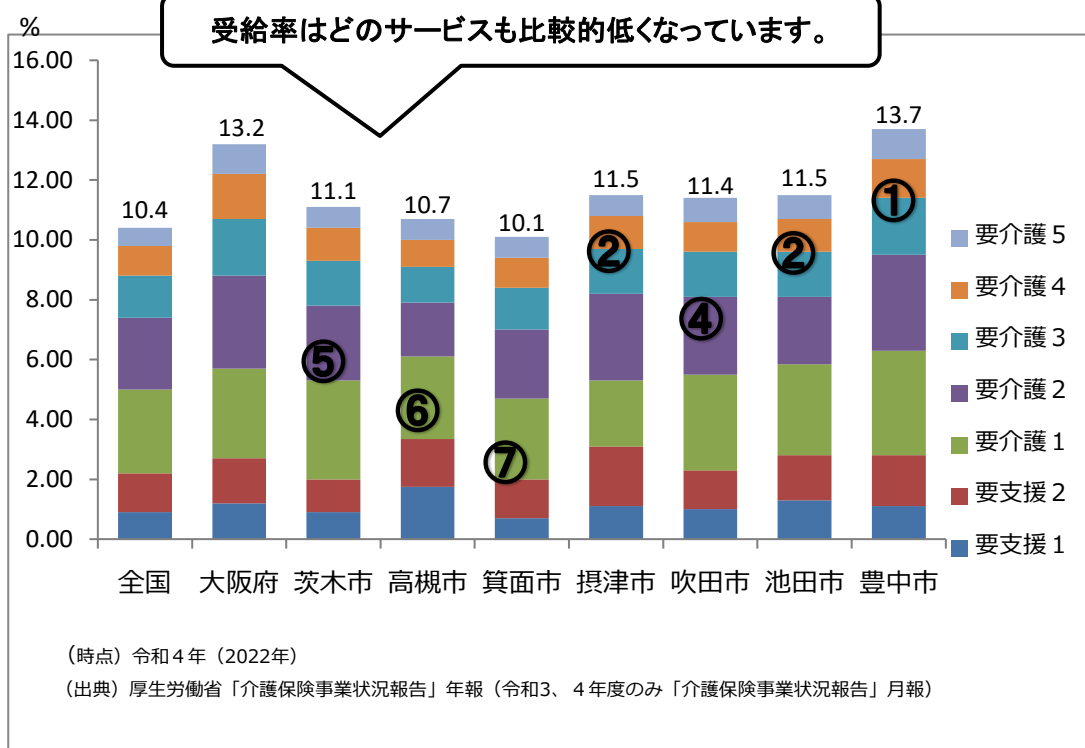
## ■ 要介護度別認定率(年齢調整後)



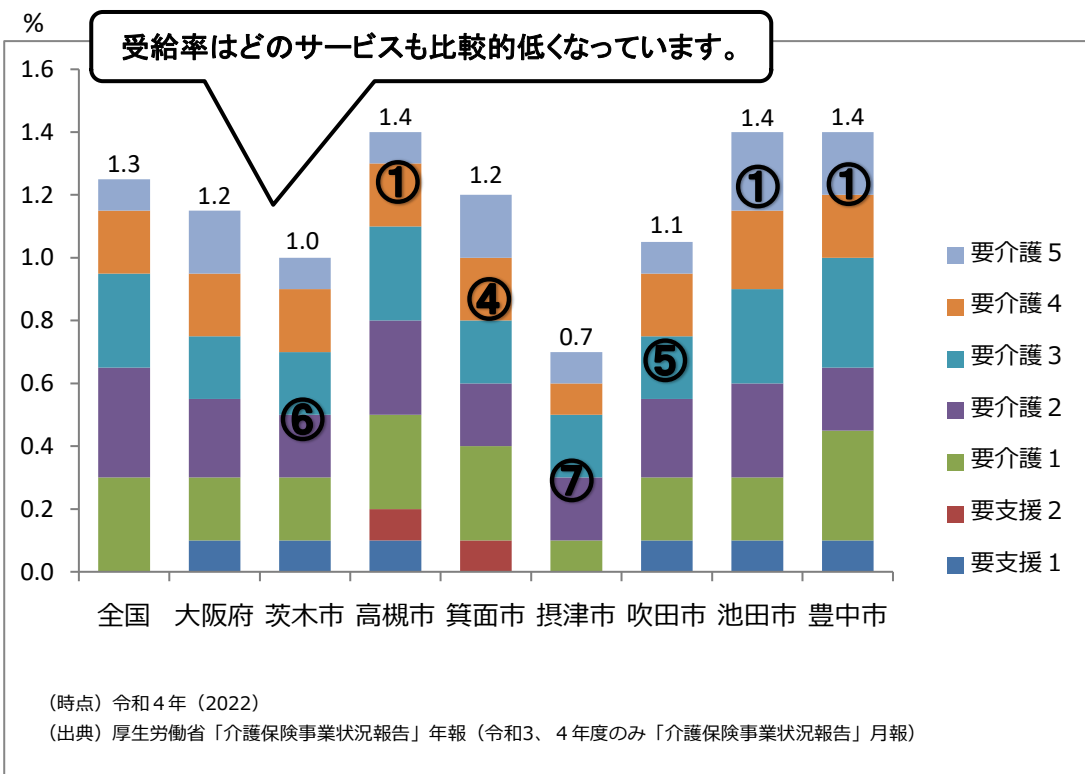
## ■ 受給率(施設サービス)(要介護度別)



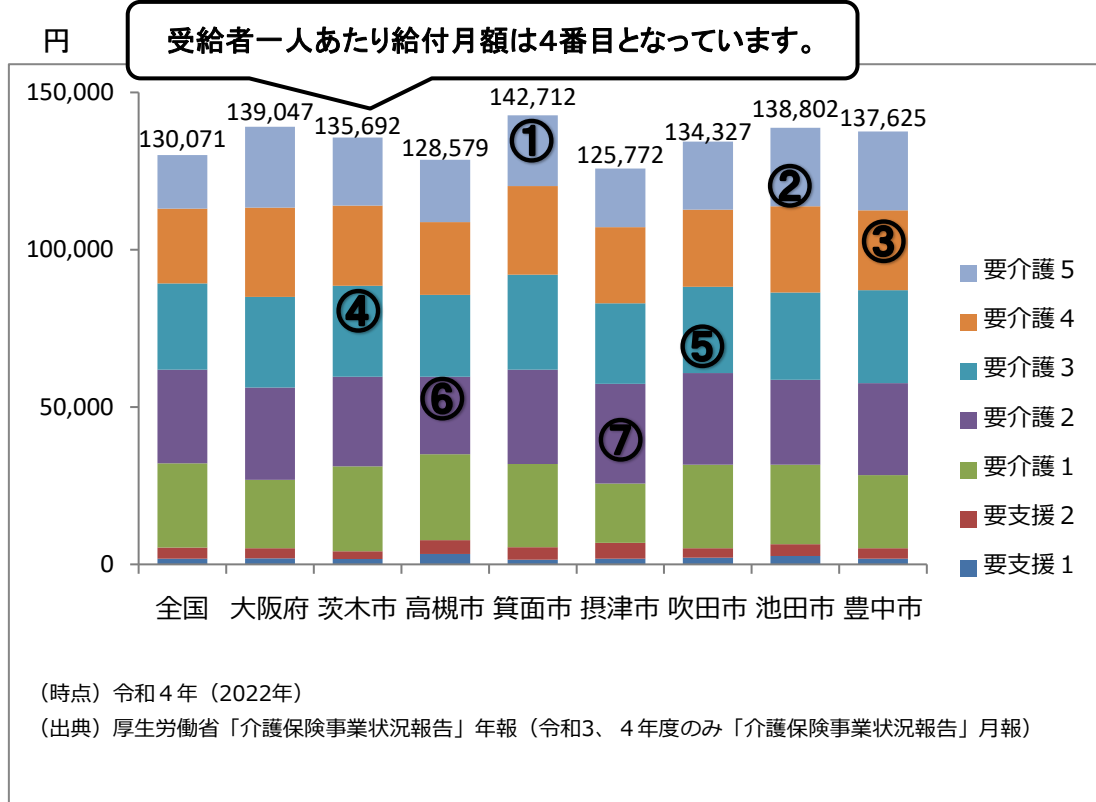
## ■ 受給率(在宅サービス)(要介護度別)



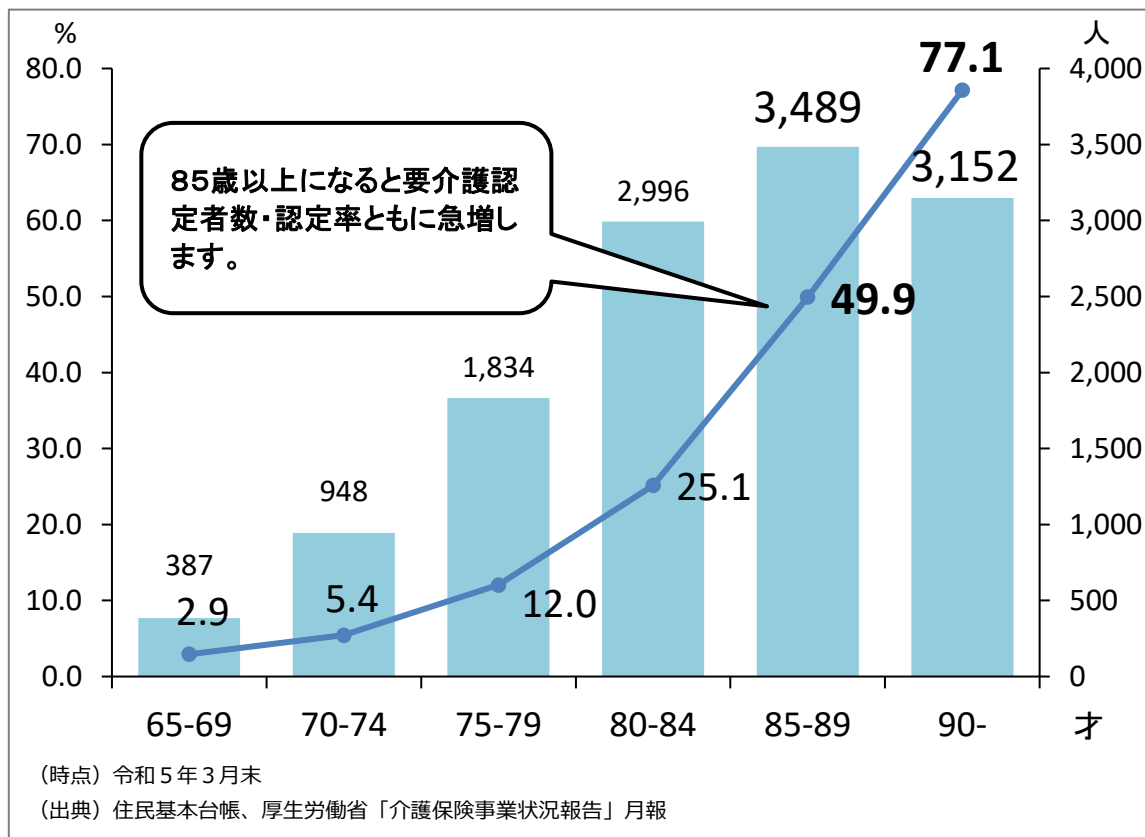
## ■ 受給率(居住系サービス)(要介護度別)



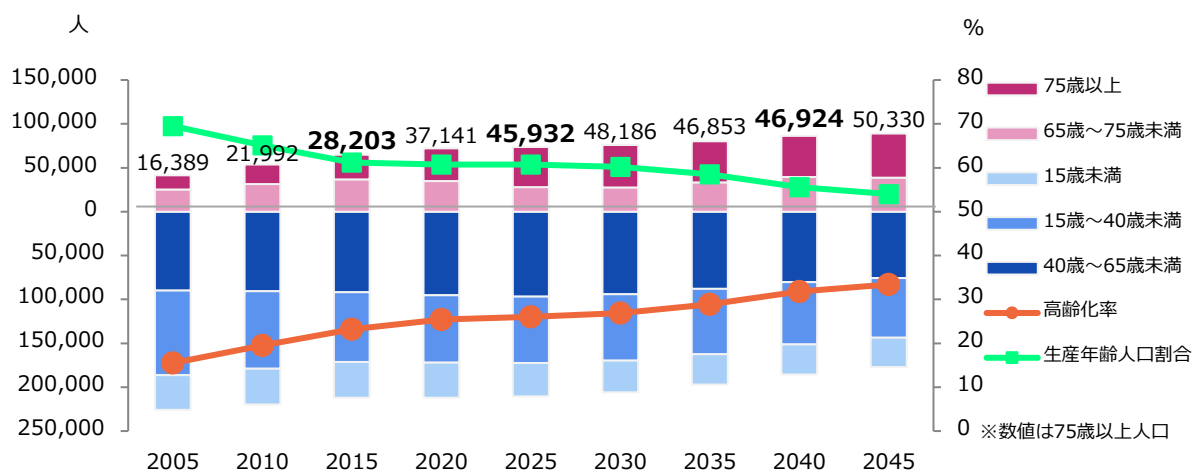
## ■ 受給者一人あたり給付月額(在宅および居住系サービス)



## ■ 茨木市の要介護認定者数・認定率(5歳階級別)



## ■ 茨木市の人口の推移



■75歳以上人口

	2015	2025	2040
茨木市	28,203	45,932	46,924
高槻市	43,462	66,873	61,128
吹田市	38,533	61,137	65,443
豊中市	47,041	67,768	67,563

■75歳以上人口 (100比率)

	2015	2025	2040
茨木市	100	163	166
高槻市	100	154	141
吹田市	100	159	170
豊中市	100	144	144

■85歳以上人口

	2015	2025	2040
茨木市	7,566	14,181	22,594
高槻市	11,013	20,997	30,173
吹田市	10,085	19,708	30,040
豊中市	12,290	22,758	31,458

■85歳以上人口 (100比率)

	2015	2025	2040
茨木市	100	187	299
高槻市	100	191	274
吹田市	100	195	298
豊中市	100	185	256

(出典) 2000年～2015年まで：総務省「国勢調査」

2020年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

## ■ 茨木市の傾向

- ①高齢化率が低いにもかかわらず、要介護認定率（年齢調整後）が全国平均を上回っていることから、要介護認定申請をする方が多い傾向にあると言えます。
- ②要介護認定率（年齢調整後）が高いにもかかわらず、サービス受給率は全国平均程度もしくは平均を下回っています。
- ③2025年から2040年にかけて、要介護認定率が高くなる85歳以上の人口増加が、近隣市の中でも比較的大きくなっています。

## 介護予防・日常生活支援総合事業の状況

### (1) 要支援認定者及び事業対象者の推移

(単位:人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業対象者	351	304	353	384	391	384
要支援1	1,507	1,664	1,620	1,647	1,768	1,851
要支援2	1,431	1,574	1,541	1,530	1,460	1,570
合計	3,289	3,542	3,514	3,561	3,619	3,805

### (2) 総合事業サービス利用者の推移

#### 1. 訪問型サービス

(単位:人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護予防訪問介護	4,821	2	0	0	0	0
訪問介護相当サービス	7,938	12,055	11,066	9,450	8,467	7,762
訪問型サービスA	518	976	1,883	2,523	3,128	3,521
※1 訪問型サービスB	4	47	59	79	54	101
※2 訪問型サービスC	5	-	-	-	-	1
合計	13,286	13,080	13,008	12,052	11,649	11,385

※ 介護予防訪問介護、訪問介護相当サービス、訪問型サービスAは請求月単位

※1 平成29年10月開始

※2 平成30年4月から通所型サービスCと一体的に実施

#### 2. 通所型サービス

(単位:人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護予防通所介護	3,056	0	0	0	0	0
通所介護相当サービス	8,493	12,390	12,855	11,808	12,186	12,961
※1 通所型サービスA	0	10	18	21	17	13
※2 通所型サービスB	558	710	856	940	1,056	1,582
通所型サービスC	21	17	51	26	47	81
合計	12,128	13,127	13,780	12,795	13,306	14,637

※ 介護予防通所介護、通所介護相当サービス、通所型サービスAは請求月単位

※1 茨木市実施なし(住所地特例者のみ)

※2 月実利用者数の4月～3月分の合計(事業対象者・要支援者)

### 3. その他の生活支援サービス

(単位:人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
※1 栄養改善型配食	-	-	-	-	-	768

※1 令和4年7月開始

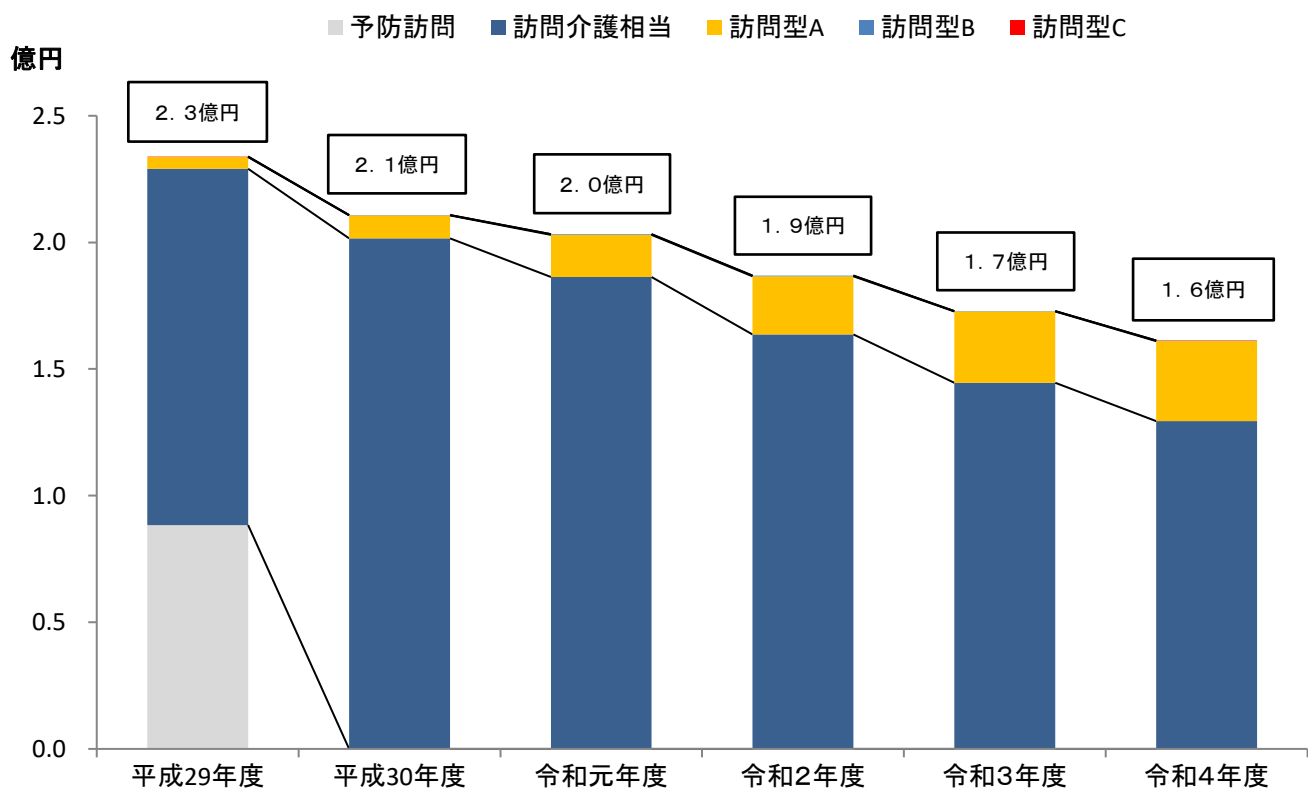
### (3) 訪問型サービス(事業費)の推移

(単位:千円)

事業費	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護予防訪問介護	88,410	37	0	0	0	0
訪問介護相当サービス	140,665	201,505	186,295	163,666	144,578	129,427
訪問型サービスA	4,681	9,069	16,714	22,973	28,106	31,581
※1 訪問型サービスB	-	164	231	227	165	232
※2 訪問型サービスC	190	0	-	-	-	13
合計	233,946	210,775	203,240	186,866	172,849	161,254

※1 平成29年10月開始

※2 平成30年4月から通所型サービスCと一体的に実施、令和4年7月から栄養に関するサービスとして再開



総合事業実施以降、訪問型サービスの事業費全体は減少傾向にあります。訪問型サービスAに関しては増加している状況にあります。要因としては、地域包括支援センターの適切なケアマネジメントにより、新規の利用者において訪問型サービスAを選択する方が多くなっていることや、インフォーマルサービスの活用が進んでいることが考えられます。また、訪問介護相当サービスの以前からの利用者が、重度化した結果、介護サービスへと移っていることやコロナ禍を経て生活援助などのサービスを必要以上に利用することが少なくなってきたことも影響していると考えられます。

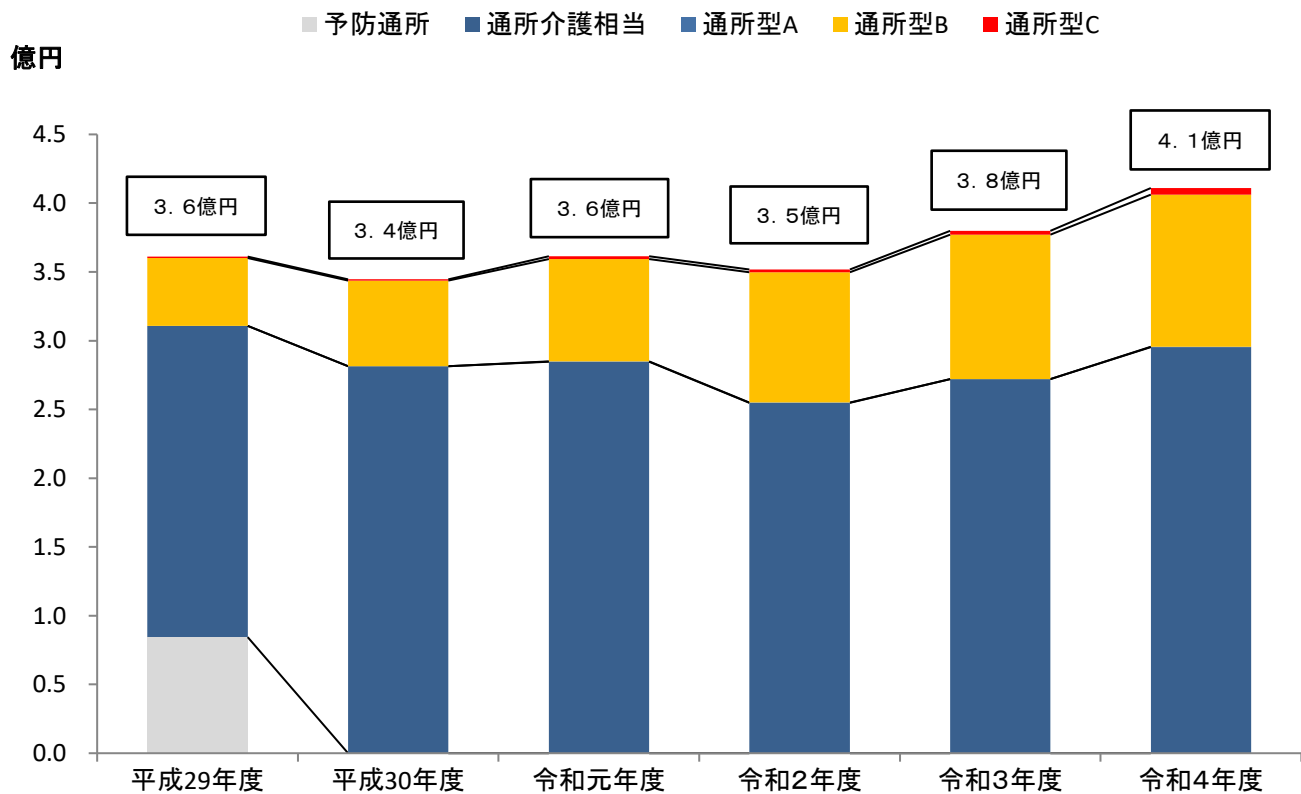


#### (4) 通所型サービス(事業費)の推移

(単位:千円)

事業費	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護予防通所介護	84,409	0	0	0	0	0
通所介護相当サービス	226,359	281,305	284,742	254,794	271,979	295,413
※通所型サービスA	0	177	285	221	175	134
通所型サービスB	49,413	62,206	74,319	94,723	105,039	110,669
通所型サービスC	990	875	2,125	2,010	2,579	4,765
合計	361,171	344,563	361,471	351,747	379,773	410,981

※1 茨木市実施なし(住所地特例者のみ)



通所型サービスの総額は、令和3年度・4年度ともに増加しています。

通所介護相当サービスにつきましては、新型コロナウイルスに対する感染対策が進んだことや高齢者の社会参加を求める動きが戻ってきたことから、昨年度よりも事業費が増加していると考えられます。

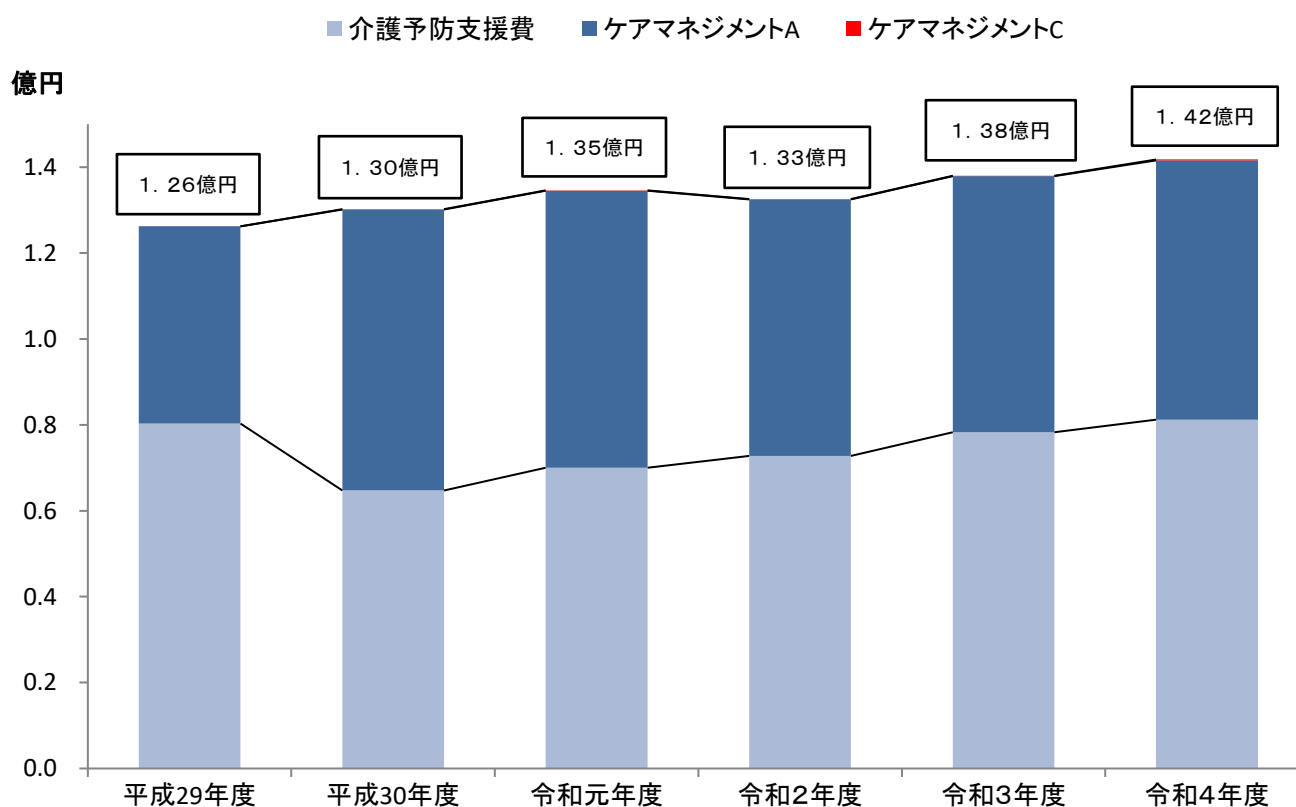
通所型サービスB(コミュニティデイハウス)につきましては、令和4年度に街かどデイハウスから1か所が移行したため、費用が増加しています。通所型サービスCにつきましては、上記の理由に加えて、令和4年5月より1か所事業所が増え、4か所となったことから事業費が増加しています。

## (5) 介護予防ケアマネジメント(事業費)の推移

(単位:千円)

事業費	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護予防支援費	80,323	64,720	70,015	72,802	78,318	81,215
ケアマネジメントA	45,892	65,391	64,468	59,697	59,634	60,365
※ ケアマネジメントC	-	105	83	65	28	206
合計	126,215	130,216	134,566	132,564	137,981	141,786

※1 平成30年4月開始



新型コロナウイルスの社会的影響が強かった令和2年度を除いて、要支援者・事業対象者に対するケアマネジメントの費用は増加傾向にあります。ケアマネジメントCにつきましては、令和4年7月から開始した栄養改善型配食(その他の生活支援サービス)のみを利用する方が新たにケアマネジメントCの対象者となったため、事業費が増加したものです。

## (6) 一般介護予防事業(実績)の推移

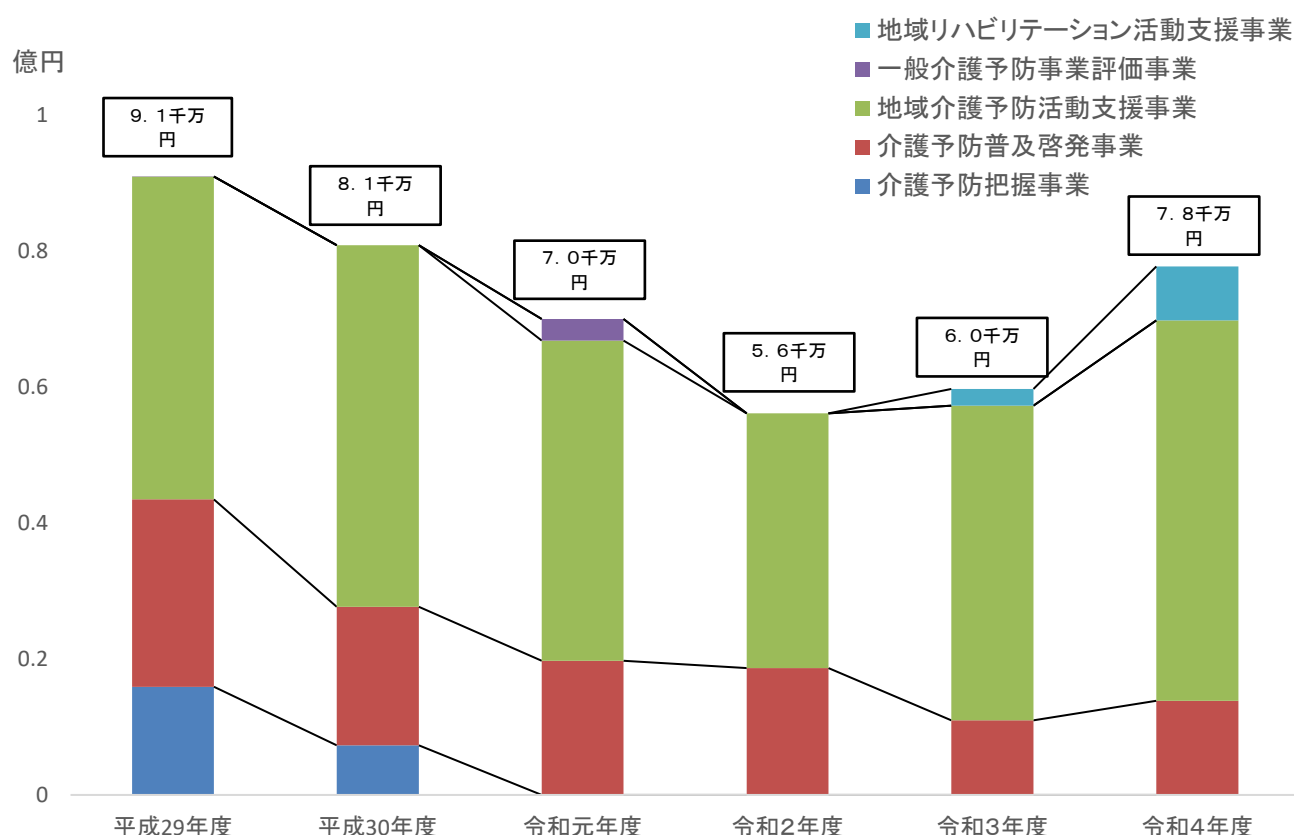
(単位:千円)

事業費	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護予防把握事業	15,905	7,268	0	0	0	0
介護予防普及啓発事業	27,542	20,401	19,750	18,642	10,969	13,828
地域介護予防活動支援事業	47,467	53,175	47,051	37,457	46,283	55,916
一般介護予防事業評価事業	1	0	3,168	0	0	0
地域リハビリテーション活動支援事業	0	0	0	0	2,432	7,945
合計	90,915	80,844	69,969	56,099	59,684	77,689
介護予防普及啓発事業 介護予防教室等(※1) 参加延べ人数	24,131人	29,775人	30,198人	10,048人	7,457人	10,665人
地域介護予防活動支援事業 介護予防教室等(※2) 参加延べ人数	30,258人	35,486人	30,807人	21,040人	21,788人	28,646人

(※1) 介護予防健康運動教室、はつらつ教室、短期集中運動教室

介護予防教室(令和元年度まで介護予防初級講座)、ふれあい体験学習(令和元年度まで)

(※2) 街かどデイハウス・コミュニティデイハウス介護予防教室、はつらつ出張講座



一般介護予防事業の実績は新型コロナウイルスの影響の軽減により、介護予防教室等の開催回数が増加したことから、介護予防普及啓発事業及び地域介護予防活動支援事業の委託料が増加しています。

地域リハビリテーション活動支援事業においてはリハビリテーション専門職同行訪問を行う作業療法士の増員により事業費が増加しています。それに合わせて訪問件数も増加しています。

## 1. 訪問型サービス

サービス名	サービス内容	実施主体数	主な実施主体
訪問介護 相当サービス	訪問介護員が身体介護、生活援助を行うサービス	127か所	社会福祉法人 医療法人 営利法人 等
訪問型サービスA 【基準緩和】	訪問型サービスA従事者養成研修修了者等が生活援助を行うサービス	11か所	社会福祉法人 公益財団法人 営利法人 等
訪問型サービスB 【住民主体】	ボランティア等が生活援助(茨木市が独自に認める生活支援を含む)を行うサービス	1か所	NPO法人
訪問型サービスC 【短期集中】	管理栄養士による栄養改善を目的とした短期集中的な訪問指導を行うサービス	1か所	営利法人

## 2. 通所型サービス

サービス名	サービス内容	実施主体数	主な実施主体
通所介護 相当サービス	通所介護施設で食事サービス、生活機能維持向上のための体操や筋力トレーニングを行うサービス	102か所	社会福祉法人 医療法人 営利法人 等
通所型サービスB 【住民主体】	ボランティア等による家庭的な雰囲気のコミュニティデイハウスで食事提供、介護予防体操、趣味活動等を行うサービス	20か所	NPO法人 任意団体
通所型サービスC 【短期集中】	入院等により一時的に体力が低下している方に対し、運動器の機能向上等の機能回復を3か月間の短期集中で行うサービス	4か所	医療法人 社会福祉法人 営利法人

## 3. その他の生活支援サービス

サービス名	サービス内容	実施主体数	主な実施主体
栄養改善型配食	栄養改善を目的とした配食を行うサービス	9か所	社会福祉法人 営利法人

## 4. 介護予防ケアマネジメント

サービス名	サービス内容	実施主体数	主な実施主体
ケアマネジメントA 【原則的】	総合事業サービスのみを利用する方のために、地域包括支援センターがケアプランを作成するサービス	地域包括支援センター14か所	社会福祉法人 営利法人
ケアマネジメントC 【初回のみ】	新規に通所型サービスBのみ又は栄養改善型配食のみの利用を希望する利用者に対し、地域包括支援センターが簡略化したケアプランを作成するサービス(作成はサービス利用開始時のみ)	地域包括支援センター14か所	社会福祉法人 営利法人

## 茨木市内「住宅型有料老人ホーム」「サービス付高齢者向け住宅」件数推移

各年度末時点（単位：か所、人）

種別	施設数/定員数	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
住宅型有料老人ホーム	施設数	17	21	23	25
	定員数	818	981	1,101	1,155
サービス付 高齢者向け住宅	施設数	18	19	20	19
	定員数	726	761	801	796

	住宅型有料老人ホーム	サービス付高齢者向け住宅
概要	高齢者向けの居住施設	高齢者向けの賃貸住宅
定義	老人を入居させ、食事の提供、入浴、排せつもしくは食事の介助、洗濯、掃除などの家事などのいずれかのサービスを提供する施設。 介護付有料老人ホームとは異なり、施設自ら介護サービスの提供はできない。入居者が訪問介護サービス事業所と契約を行う。	高齢者単身・夫婦世帯が安心して居住できる賃貸等の住まい。安否確認・生活相談などのサービスを行う。 提供するサービスに、食事提供や入浴介助など有料老人ホームの定義に該当するサービスが含まれる場合は、有料老人ホームにも該当する。
根拠法令	老人福祉法	高齢者の居住の安定確保に関する法律
申請方法	届出制 老人福祉法の規定に基づき、届出を行う。 大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例により、届出先は茨木市。	登録制 高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定に基づき、大阪府に登録を行う。

茨木市総合保健福祉計画（第3次）  
【素案】



# 目次

## 策定内容に合わせて更新

### 第1編 茨木市総合保健福祉計画（第3次）

第1章 計画の策定に当たって .....	
第1節 計画策定の趣旨 .....	
第2節 計画の位置付け及び法的根拠 .....	
第3節 本市における「小学校区」「エリア」「圏域」について .....	
第4節 計画策定までの取組 .....	
第5節 計画の期間 .....	
第6節 SDGs達成に向けた取組の推進 .....	
第7節 社会福祉協議会の位置付け .....	
第2章 本市の保健福祉を取り巻く状況 .....	
第1節 本市の状況・将来推計 .....	
1 人口構造・年齢別人口・人口動態の状況 .....	
2 介護保険被保険者の状況 .....	
3 障害者の状況 .....	
4 健康管理の状況 .....	
5 自殺の状況 .....	
6 社会保障給付費の状況 .....	
第2節 前計画における包括的支援体制の整備状況 .....	
第3章 計画の基本方針 .....	
第1節 理念 .....	
第2節 基本目標 .....	
第3節 包括的支援体制の推進 .....	
第4節 施策体系 .....	
第4章 計画の推進体制等 .....	
第1節 推進体制 .....	
第2節 進行管理 .....	



## 第2編 分野別計画

- 第1章 茨木市地域福祉計画（第4次）・茨木市社会福祉協議会地域福祉活動計画（第3次）
- 第2章 茨木市高齢者保健福祉計画（第10次）・介護保険事業計画（第9期） .....
- 第3章 茨木市障害者計画（第5次）・茨木市障害福祉計画（第7期）・  
茨木市障害児福祉計画（第2期） .....
- 第4章 茨木市いのち支える自殺対策計画（第2次） .....
- 第5章 健康いばらき21・食育推進計画（第4次） .....

## 資料編

- 1 計画策定の経過 .....
- 2 茨木市総合保健福祉審議会規則 .....
- 3 茨木市総合保健福祉審議会委員名簿 .....
- 4 用語説明 .....

# 第1編 茨木市総合保健福祉計画（第3次）



# 第1章 計画の策定に当たって

## 第1節 計画策定の趣旨

茨木市総合保健福祉計画は、保健福祉施策を総合的・体系的に推進し、より効率的・効果的に市民福祉の向上を図ることを目的として、平成24年(2012年)3月に策定したものです。平成24年度(2012年度)から平成29年度(2017年度)までの第1次、平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)までの第2次、それぞれ6年間を計画期間として、これまで各施策を推進してきました。

前計画の策定以降、地震・豪雨等の大規模な自然災害や、新型コロナウイルス感染症の流行といった非常事態が発生したほか、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど、複雑化・複合化した課題が増加しています。加えて、社会環境の変化による地域とのつながりの希薄化や孤立化・孤独化もさらに進んでいます。

前計画では、こういった問題にも対応できる包括的な支援体制を実現するため、「地区保健福祉センター」の整備を進めたほか、「地域福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「健康いばらき21・食育推進計画」の分野別計画すべてにおいて、共通の理念と基本目標に基づいて様々な取組を実施し、総合的・包括的に保健福祉施策を推進してきました。

国においては、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制を整備するため、令和2年(2020年)に社会福祉法を改正し、地域共生社会の実現に向けた「重層的支援体制整備事業」の考え方を示し、その趣旨を踏まえた体制の構築を求めています。

本市においても、市民、地域の団体や支援機関、行政、それぞれが役割分担を図りながら協力し、複雑化・複合化した課題を抱える方に寄り添い、課題の解決をめざしていくことが重要と考えており、本計画では、国の動きや考え方を踏まえるとともに、包括的な支援体制を推進するという前計画の取組を継承し、「すべての人が健やかに、支え合い暮らせる、みんなが主役の地域共生のまちづくり」をめざすものです。

また、本計画の理念や基本目標の設定においては、国の人口動態等の社会情勢の変化や国際目標として示されているSDGs達成に向けた取組の趣旨を踏まえ、地域共生社会の持続可能性を考慮したものとします。

なお、前計画期間中に別途策定した「いのち支える自殺対策計画」は、総合保健福祉計画の各分野の施策と密接に関連しており、今後、各分野の施策と一体的に推進していく必要があることから、総合保健福祉計画の分野別計画の1つとして新たに位置付けるものとします。

## 第2節 計画の位置付け及び法的根拠

### (1) 計画の位置付け

本計画は、本市のまちづくりの基本的な指針である「茨木市総合計画\*」に基づくもので、「地域福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「いのち支える自殺対策計画」「健康いばらき21・食育推進計画」の5分野の計画を包含した保健福祉の分野における総合的な計画です。市民や事業者、市が、めざすべき将来像を共有し、その実現に向けて各施策を進めていくものです。

本計画は2編構成とし、第1編を総合保健福祉計画、第2編を分野別計画としています。

第1編では、総合保健福祉計画の理念と6つの基本目標、本市の保健福祉を取り巻く状況と将来推計を踏まえ、計画期間中に本市の保健福祉の分野においてめざす将来像を示します。

第2編では、さきに挙げた5分野の個別計画を示し、それぞれの分野の施策を推進することで、総合的に本市の保健福祉の課題解決に取り組むものです。

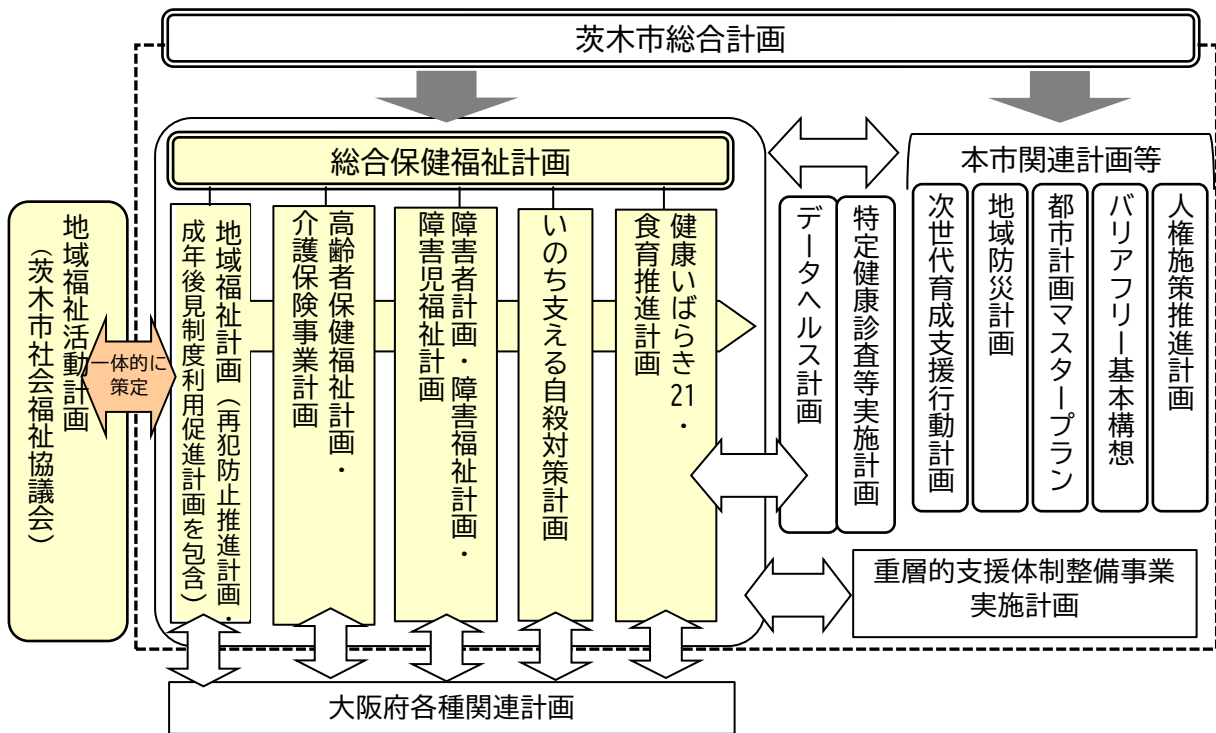
なお、社会福祉法により、地域福祉計画の位置付けとして規定されている横断的な体制整備については、第1編に含めるものとします。新たに位置付けられた「重層的支援体制整備事業」については、その具体的な実施方法について、別途「重層的支援体制整備事業実施計画」を定め、適宜見直しを図りながら取組を進めるものとします。

また、本計画は、大阪府の各種関連計画をはじめ、本市の「次世代育成支援行動計画」や「地域防災計画」、「都市計画マスタープラン」、「バリアフリー基本構想」、「人権施策推進計画」などの関連計画とも連携、整合性を図り策定しています。本市関連計画に記載されている事業内容やその目標等については原則として掲載せず、保健福祉の分野にかかる事業内容等を中心に記載するものとします。

なお、「地域福祉計画」については、「再犯防止推進計画」、「成年後見制度利用促進計画」を包含するものとして作成し、「健康いばらき21・食育推進計画」については、「国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)」及び、「特定健康診査等実施計画」と目的を共有し、策定します。

\*「茨木市総合計画」は、令和6年度(2024年度)までを第5次、令和7年度(2025年度)からの10年間を第6次としており、本計画と開始時期が異なります。次期総合計画には本計画の内容を反映いたしますが、令和8年度(2026年度)に本計画の中間見直しを行う際に、改めて総合計画との整合性について確認するものとします。

■各計画の位置付け・関連性



(2) 計画の法的根拠

本計画を構成する各分野別計画の法的根拠は、以下の表のとおりです。

■各計画の法的根拠

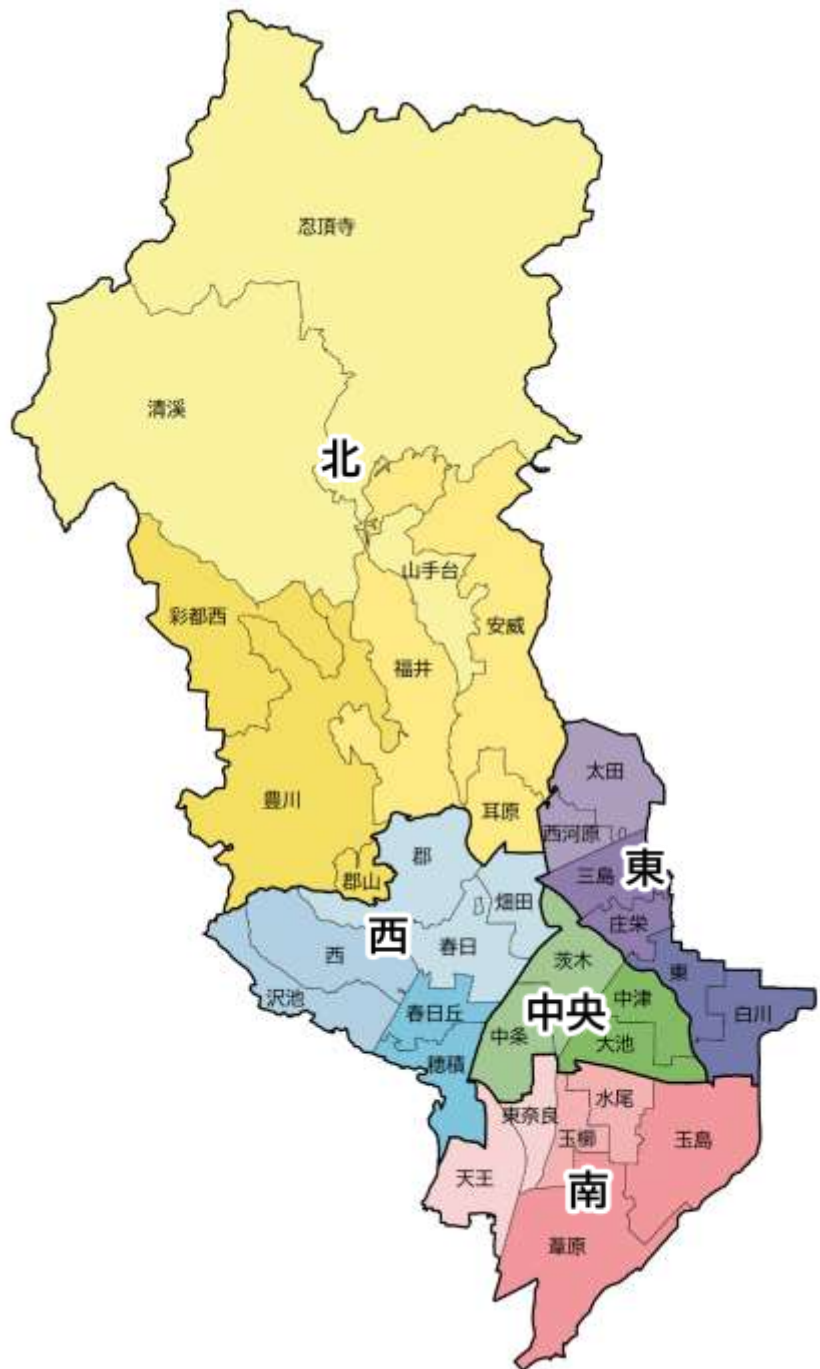
本市での計画名称	法律上の計画名称	根拠法令
地域福祉計画	地域福祉計画	社会福祉法第107条
高齢者保健福祉計画	老人福祉計画	老人福祉法第20条の8
介護保険事業計画	介護保険事業計画	介護保険法第117条
障害者計画	障害者計画	障害者基本法第11条
障害福祉計画	障害福祉計画	障害者総合支援法第88条
障害児福祉計画	障害児福祉計画	児童福祉法第33条の20
いのち支える自殺対策計画	自殺対策計画	自殺対策基本法第13条第2項
健康いばらき21	健康増進計画	健康増進法第8条
食育推進計画	食育推進計画	食育基本法第18条

### 第3節 本市における「小学校区」「エリア」「圏域」について

前計画において、市内 32 の小学校区について、2～3小学校区を1エリアとして14 エリアを、2～3エリアを1圏域として5圏域をそれぞれ設定しました。

本計画においても「小学校区」「エリア」「圏域」を各施策・取組を推進する上での単位とします。

エリア	圏域
清溪	北
忍頂寺	
山手台	
安威	
福井	
耳原	
豊川	
郡山	
彩都西	
太田	東
西河原	
三島	
庄栄	
東 白川	
春日	西
郡	
畑田	
沢池	
西	
春日丘	中央
穂積	
茨木	
中条	
大池	南
中津	
天王	
東奈良	
玉櫛 水尾	
玉島	
葦原	



\* 小学校区の境界線は令和5年度（2023年度）時点のものです。

## 第4節 計画策定までの取組

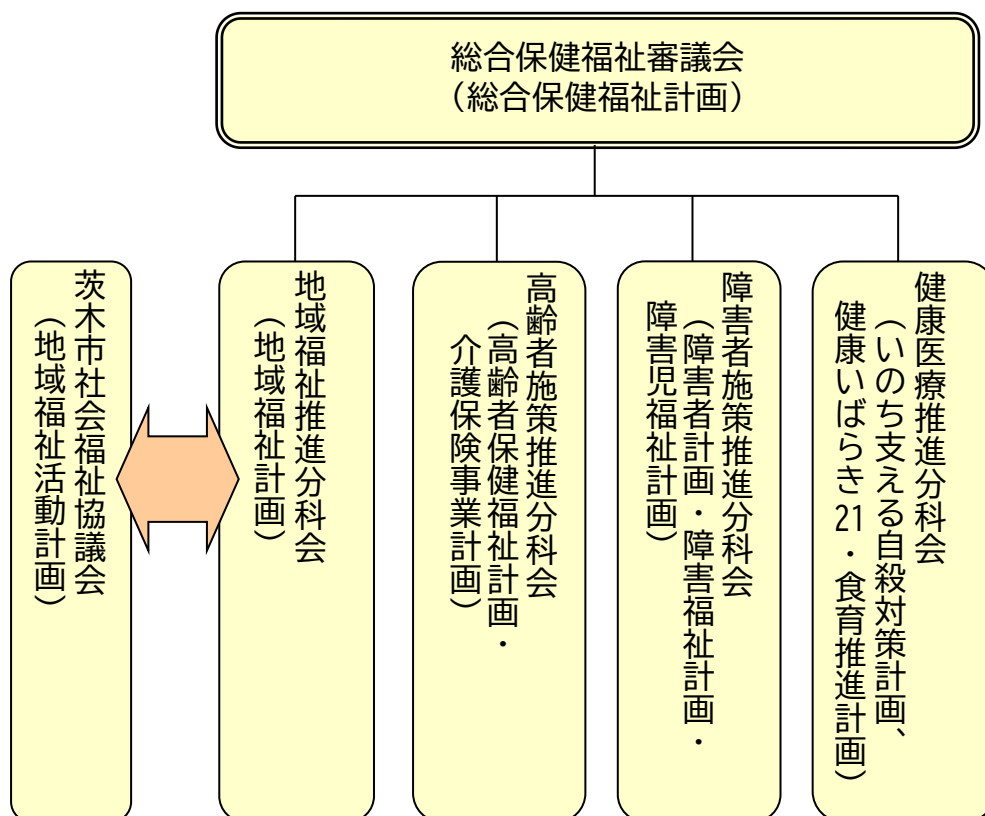
### (1) 計画の策定体制

計画の策定に当たっては、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、市民等で構成される総合保健福祉審議会において審議を行いました。

なお、審議を分掌させるため、地域福祉推進分科会、高齢者施策推進分科会、障害者施策推進分科会、健康医療推進分科会を設置しました。

また、地域福祉推進分科会では、地域福祉計画と茨木市社会福祉協議会の地域福祉活動計画とを一体的に策定することから、内容について併せて協議を行いました。

#### ■ 審議会体系図及び所管計画





## (2) アンケート調査

令和4年(2022年)10月から12月にかけて、高齢者福祉や障害者福祉、健康など保健福祉に関する施策を充実することを目的に、市民やサービス提供事業者を対象に、「茨木市保健福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

### ■実施概要

#### ○一般市民・小学生・中学生

調査対象	18歳以上の市民	市内の小学校に通学する 小学5年生	市内の中学校に通学する 中学2年生
調査方法	郵送配付・ 郵送及びWeb回収	学校経由配付・回収	
調査期間	令和4年(2022年)10月31日～11月22日		
配付数	2,250人	1,100人	600人
有効回答数	1,174人 (郵送870人、Web304人)	988人	498人
有効回答率	52.2%	89.8%	83.0%

#### ○高齢者・介護保険事業者

調査種別	ニーズ調査	在宅介護実態調査	介護保険事業者調査
調査対象	要介護認定を受けていない 高齢者及び要支援認定者	在宅で生活している 要支援・要介護認定者	市内で介護保険サービスを提供している事業者
調査方法	郵送配付・ 郵送及びWeb回収	郵送配付・ 郵送及びWeb回収 認定調査員による聴き取り	郵送配付・ 郵送及びWeb回収
調査期間	令和4年(2022年)11月28日～12月20日		
配付数	3,000人	2,000人	188事業者
有効回答数	2,284人 (郵送2,172人、Web112人)	1,290人 (郵送1,224人、Web66人)	104事業者 (郵送72事業者、 Web32事業者)
有効回答率	76.1%	64.5%	55.3%

#### ○障害者・児

調査対象	障害者手帳の交付を受けている人	精神科病院に入院している人	就労支援事業所を利用している人	障害児通所支援等を利用している人
調査方法	郵送配付・ 郵送及びWeb回収	直接配付・ 直接回収	郵送配付・ 郵送及びWeb回収	郵送配付・ 郵送及びWeb回収
調査期間	令和4年(2022年)10月31日～11月22日			
配付数	1,800人	300人	400人	500人
有効回答数	1,074人 (郵送868人、 Web206人)	52人	271人 (郵送242人、 Web29人)	328人 (郵送193人、 Web135人)
有効回答率	59.7%	17.3%	67.8%	65.6%

(3) 市民意見の聴取と計画への反映

(パブリックコメントを実施後、意見件数等を記載)

■ 計画別の意見提出人数と意見件数

計画名称	提出人数	意見件数

\* 提出人数は延べ数

## 第5節 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6年間とします。

なお、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害福祉計画・障害児福祉計画」は、3年を1期として策定するものと法律や国の基本指針で定められていることから、令和8年度（2026年度）までの計画目標を定め、令和8年度（2026年度）に新たに次期計画の策定を行うものとします。

また、計画期間中においても、法改正や社会情勢、本市の状況の変化などに柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

### ■計画の期間

	平成30年度 (2018年度) ～令和5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)	令和 7年度 (2025年度)	令和 8年度 (2026年度)	令和 9年度 (2027年度)	令和 10年度 (2028年度)	令和 11年度 (2029年度)
総合保健福祉計画	(第2次)	(第3次)					
地域福祉計画	(第3次)	(第4次)					
高齢者保健福祉計画	(第8・9次)	(第10次)			(第11次)		
介護保険事業計画	(第7・8期)	(第9期)			(第10期)		
障害者計画	(第4次)	(第5次)					
障害福祉計画	(第5・6期)	(第7期)			(第8期)		
障害児福祉計画	(第1・2期)	(第3期)			(第4期)		
いのち支える自殺 対策計画	(第1次)*	(第2次)					
健康いばらき21・ 食育推進計画	(第3次)	(第4次)					

\*計画期間は、平成31年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）まで

## 第6節 SDGs達成に向けた取組の推進

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、平成27年(2015年)の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標です。前計画と同様に、本計画においてもSDGsの目標を位置付け、整理を行います。行政だけではなく、市民、事業者・団体など様々な主体のSDGsに対する理解を深めるとともに、パートナーシップをもって本計画の推進ができる仕組みづくりに引き続き取り組みます。

### ■SDGsの17のゴール(目的)のうち本計画に関連のあるもの

- |                |                      |
|----------------|----------------------|
| 1 貧困をなくそう      | 10 人や国の不平等をなくそう      |
| 2 飢餓をゼロに       | 11 住み続けられるまちづくりを     |
| 3 すべての人に健康と福祉を | 16 平和と公正をすべての人に      |
| 4 質の高い教育をみんなに  | 17 パートナーシップで目標を達成しよう |
| 8 働きがいも経済成長も   |                      |



## 第7節 社会福祉協議会の位置付け

(地域福祉計画と地域福祉活動計画の内容に合わせて更新予定)

## 第2章 本市の保健福祉を取り巻く状況

### 第1節 本市の状況・将来推計

#### ■ 図表一覧

具体的な統計は次回提示予定

- 1 人口構造・年齢別人口・人口動態の状況
  - (1) 人口・世帯数の推移
  - (2) 世帯構成の推移
  - (3) 年齢3区分別人口の推移
  - (4) 年齢別人口構成
  - (5) 小学校区別人口
  - (6) 高齢化率の推移
  - (7) 出生数と死亡数の推移
  - (8) 死因別死亡者の推移
  - (9) 平均寿命
  - (10) 生活保護世帯の状況
- 2 介護保険被保険者の状況
  - (1) 要支援・要介護認定者の推移
  - (2) 要支援・要介護認定者の認知症の程度の状況
  - (3) 要介護申請における主治医意見書主疾病の状況
- 3 障害者の状況
  - (1) 障害者の状況
  - (2) 身体障害者の状況
  - (3) 知的障害者の状況
  - (4) 精神障害者の状況
- 4 健康管理の状況
  - (1) 特定健康診査の受診状況（茨木市国民健康保険加入者）
  - (2) 特定保健指導の実施状況（茨木市国民健康保険加入者）
  - (3) がん検診の受診状況
- 5 自殺の状況
  - (1) 自殺者数の推移
  - (2) 自殺死亡率の推移
  - (3) 年代別自殺者数
  - (4) 職業別自殺者数
  - (5) 自殺の原因・動機
  - (6) 自殺者のうち、自殺未遂歴の有無
  - (7) 自殺者のうち、同居人の有無
- 6 社会保障給付費の状況
  - (1) 生活保護給付費の推移
  - (2) 介護保険給付費の推移
  - (3) 障害福祉サービス給付費の推移
  - (4) 国民健康保険被保険者1人当たりの医療費の推移

## 第2節 前計画における包括的支援体制の整備状況

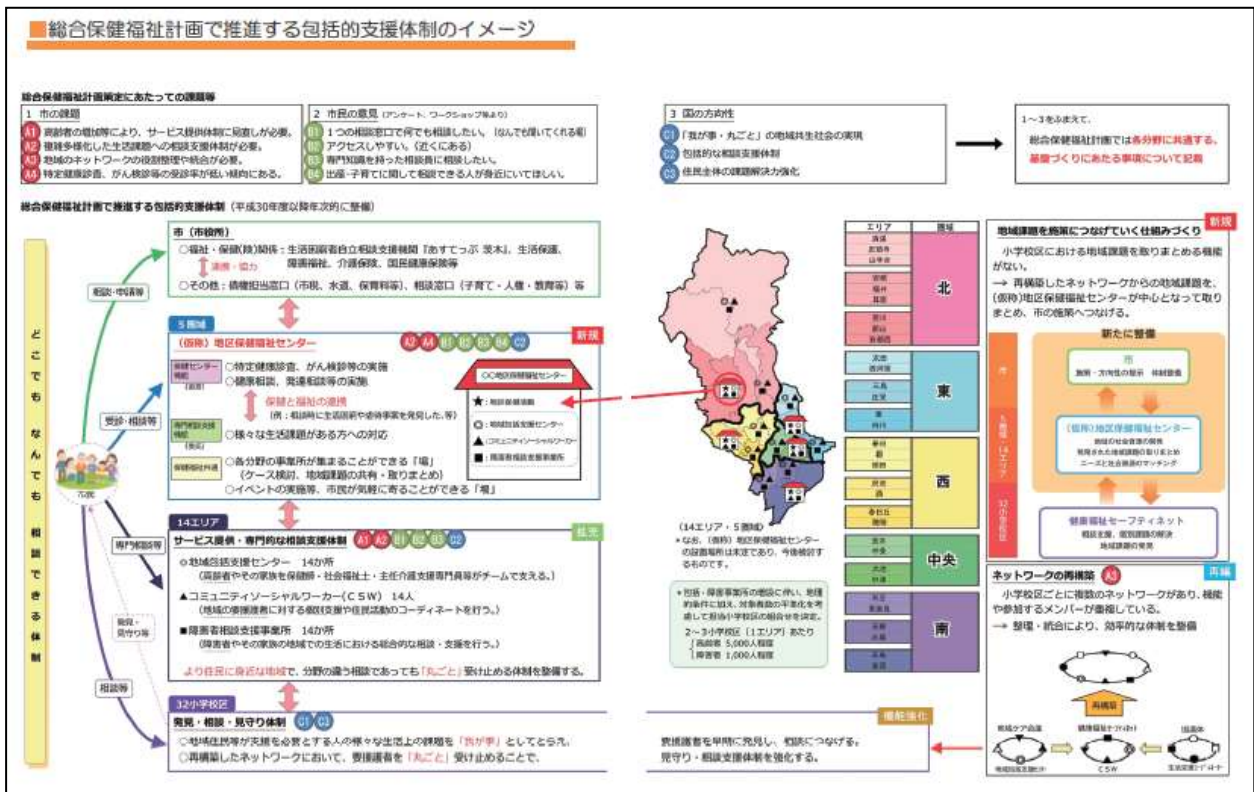
### 前計画の理念

「すべての人が健やかに、支え合い暮らせる、  
みんなが主役の地域共生のまちづくり」  
～包括的な支援体制の実現とともに～

前計画の理念に基づき、保健福祉の各分野が連携を図り、地域住民の支え合いとも連動しながら、以下の3点の取組を中心として、包括的支援体制の整備を進めてきました。

なお、分野別計画共通のものとして定めた6つの基本目標に基づく取組状況、評価と課題については、各分野別計画において記載します。

### 前計画における包括的支援体制のイメージ



## (1) サービス提供・専門的な相談支援体制の拡充

前計画において、高齢者数の増加等に対応するため、サービス体制、相談支援体制を見直し、2～3小学校区を1エリアとした14エリアを設定しました。エリアごとに、地域包括支援センター、いきいきネット相談支援センター（コミュニティソーシャルワーカー（CSW））、障害者相談支援センターを整備するなど、分野をまたがる相談にも対応できる相談支援体制の拡充を図りました。

これにより、同一世帯で複合的な課題を抱える世帯や、制度の狭間にいる人等に対して、エリアの専門職がチームとして連携し、世代や分野にとらわれることなく、迅速で幅広い支援を実施してきました。

### ■相談支援機関の整備状況

相談支援機関	平成29年度 (2017年度)	令和5年度 (2023年度)
地域包括支援センター設置数	6か所	14か所
いきいきネット相談支援センター（CSW）設置数	14か所	14か所
障害者相談支援センター設置数	7か所	10か所

## (2) 地区保健福祉センターの整備

こどもから高齢者、障害者などすべての人が安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現を図るため、属性や世代を問わない包括的な相談支援と、保健と福祉の連携を強化する体制を構築し、健康寿命の延伸や健康格差の解消と、支援を必要とする方の早期発見・早期対応をめざす拠点として、2～3エリアを1圏域とし、圏域ごとに地区保健福祉センターの整備を進めてきました。

令和5年（2023年）4月時点で5圏域のうち4圏域（東、西、南、中央）に設置しました。残る北圏域についても設置に向けた準備に努めています。

### ■地区保健福祉センターの整備状況

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地区保健福祉センターの設置数	1か所	3か所	4か所



### (3) ネットワークの再編による発見・相談・見守り体制の機能強化

地域にある複数のネットワークについては、既存の「健康福祉セーフティネット」を活用しながら、地域の実情に応じて各ネットワークの機能の整理・統合について検討しました。

各地区保健福祉センターでは、定期的に圏域会議、エリア会議を実施し、そのエリア・圏域を担当する専門相談支援機関（地域包括支援センター、いきいきネット相談支援センター、障害者相談支援センター）、関係機関が相互に情報共有を行うことで、連携・支援体制の強化を図るとともに、複数のエリアで共通している地域課題等について総合的に検討し、その課題解決に向けて取り組みました。

引き続き、それぞれのネットワークの役割を整理し、様々な機関と連携しながら体制整備を図る必要があります。

#### ■小学校区・エリア・圏域における会議実施状況

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
【圏域】圏域会議	—	1か所 0回	3か所 6回
【エリア】エリア会議	—	3か所 63回	9か所 117回
【小学校区】 健康福祉セーフティネット会議	32校区 157回	32校区 148回	32校区 203回

## 第3章 計画の基本方針

### 第1節 理念

「すべての人が健やかに、支え合い暮らせる、  
みんなが主役の地域共生のまちづくり」  
～持続可能な包括的支援体制の実現とともに～

人口減少社会において、今後さらに少子高齢化が進行し、様々な面において担い手の不足が生じ、現在の地域社会や支援体制（サービス提供体制）の持続が困難になっていくことが予想されます。地域社会や支援体制を持続可能なものとし、さらに包括的な支援体制へと発展させるためには、誰もが主体的に活躍できる環境を整え、担い手を増やし、維持し、またそれぞれが共に協力して取り組むことを推進することにより、地域活動の活性化を図る必要があります。

本計画を策定するにあたっては、持続可能な包括的支援体制の実現とともに地域共生のまちづくりをめざすことを理念として設定します。

この理念のもと、複雑化、複合化する多様な困りごとに対し、解決に向けて包括的な支援体制で伴走すること、また市民や団体、事業者等がそれぞれに力を発揮しながら、主体的に協働して相乗効果が生まれるよう行政として支援することに特に留意し、貴重な地域社会の担い手が効率的、効果的に活躍できるよう、必要に応じ支援体制等の整理や統合による最適化の工夫も行いながら、保健福祉の各種施策を推進していきます。

### 第2節 基本目標

本計画では、理念に基づいて各施策を推進していくため、6つの基本目標を定めます。この基本目標は、前計画の6つの基本目標の考え方を継承し、各分野別計画において、共通の目標とします。

#### 基本目標1 お互いにつながり支え合える

市民の多様な困りごとを受け止める保健福祉分野の包括的な支援体制の充実を図るとともに、市民や団体、事業者等のあらゆる機関が、本計画の理念に基づいた持続可能な地域づくりや地域課題の解決について当事者意識を持ち行動する「主役」となれるよう、取組や連携を推進します。

## **基本目標2 健康にいきいきと自立した日常生活を送れる**

市民が心身ともに健康で、個別の状況に応じいきいきとした日常生活を送れるよう、生涯を通じた健康づくりと生活習慣病の予防などに向けた取組を進めます。また、一人ひとりがそれぞれの強みをいかし、生活機能（心身機能・構造、活動、参加）＊を維持または向上させ、適切な環境の調整を通じて、自立した日常生活を送るための専門的な支援の提供ができる体制を整備します。

＊国際生活機能分類（ICF）（世界保健機関（WHO）、2001）による

## **基本目標3 憩える 参加できる 活躍できる**

一人ひとりの状況に応じて、身近な地域で憩える、参加できる、活躍できる機会の創出に取り組みます。地域社会での多様な形態の参加、活躍とともに、年齢や属性に関わらず就労をめざすことができるよう支援し、誰もが地域社会を支える担い手として活躍できる地域づくりをめざします。

## **基本目標4 一人ひとりの権利が尊重される**

こどもから高齢者、障害者などのすべての市民がお互いを理解し、尊重し合える意識の醸成に努めるとともに、虐待防止や権利擁護に関する施策を推進することにより、支援が必要な人を早期に発見し、適切な支援につなげていきます。

## **基本目標5 情報を活かして、安全・安心に暮らせる**

ICTの活用など様々な手段によって、誰にとってもわかりやすい情報を迅速に発信するとともに、その情報が必要な人に届き、いかされる体制整備を推進します。また、災害時等の緊急時には、市と関係機関が適正に情報を共有・活用して、安全・安心に暮らせる地域づくりを推進します。

## **基本目標6 持続可能な社会保障を推進する**

社会保険（年金制度・医療保険・介護保険）、社会福祉（障害福祉サービス等）、公的扶助（生活保護）、保健医療・公衆衛生からなる社会保障について、今必要とする人が利用できることはもとより、将来必要とする人も継続的に利用できるよう、持続可能性に配慮し、市民や関係機関の理解や協力を得て、法令等に則った公正・適正・円滑な運用を推進します。

### 第3節 包括的支援体制の推進

本計画の理念を実現するため、保健福祉の各分野が連携を図るとともに、地域住民の支え合いとも連動しながら、包括的な支援体制を引き続き推進します。

前計画で整備を進めてきた地区保健福祉センターの機能の充実を図り、地域における「共創」を推進するとともに、令和2年度（2020年度）の社会福祉法の改正により示された「重層的支援体制整備事業」について、地区保健福祉センターを基盤として各事業を展開し、住民自らが主体的な活動等の場において課題解決できる地域づくりをめざします。

#### （1）地域での生活や活動を後押しし、「共創」を推進（地区保健福祉センター）

地区保健福祉センターは、身近な場所で、世代や分野を問わない保健と福祉に関する相談や地域づくりについて、地域住民をバックアップし、解決等に向けて支援します。

所長、保健師、生活支援コーディネーター、地域包括支援センター、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、障害者相談支援センター、アウトリーチ支援員、社会福祉協議会など、多機関・多職種で協働し、「相談支援」「健康づくり・介護予防」「地域づくり」「社会参加」といった地域での生活や活動など、様々な取組をバックアップすることで、地域における「共創」を推進します。

#### ■地区保健福祉センターのイメージ



\*図は改めて更新予定

地区保健福祉センターでは、主に以下の3点を重視した取組を行います。

### ①保健機能（保健と福祉の連携）

地区保健福祉センターに保健師を配置し、地域の医療機関や福祉関係団体などと連携しながら、地域住民への健（検）診の受診勧奨や健診結果等に基づく健康支援、健康や子育てに関する相談支援等を実施し、健康課題が生活課題につながらないように取り組みます。

### ②専門相談支援機能（専門職による包括的なチーム支援）

地区保健福祉センターは、そのエリアを担当する専門相談支援機関（地域包括支援センター、いきいきネット相談支援センター、障害者相談支援センター）と連携し、世代や分野にとらわれず、様々な生活課題を抱える方に対して迅速に幅広く対応できるよう効率的・効果的で持続可能な体制を確保します。

また、地域での見守り・発見・つなぎ機能の強化を引き続き図るとともに、自ら支援につながる方が難しい方などに対しては、つながり続けるために生活困窮者自立相談支援機関（くらしサポートセンター『あすてっぷ 茨木』）等の専門職がアウトリーチにより、本人との関係性を構築し、課題解決に向けた支援や、伴走型の支援を行います。

### ③住民が主体となる『予防と共生』に向けた支援

住民同士が共に支え合う関係性を育み、地域の中で見守りや居場所づくり、生活習慣病の予防や健康づくりに取り組めるように、福祉分野の関係機関だけではなく、学校や医療機関、商店、地域の様々な活動や機関と連携・協力し、地域住民や団体に働きかけます。

## （2）「重層的支援体制整備事業」の実施

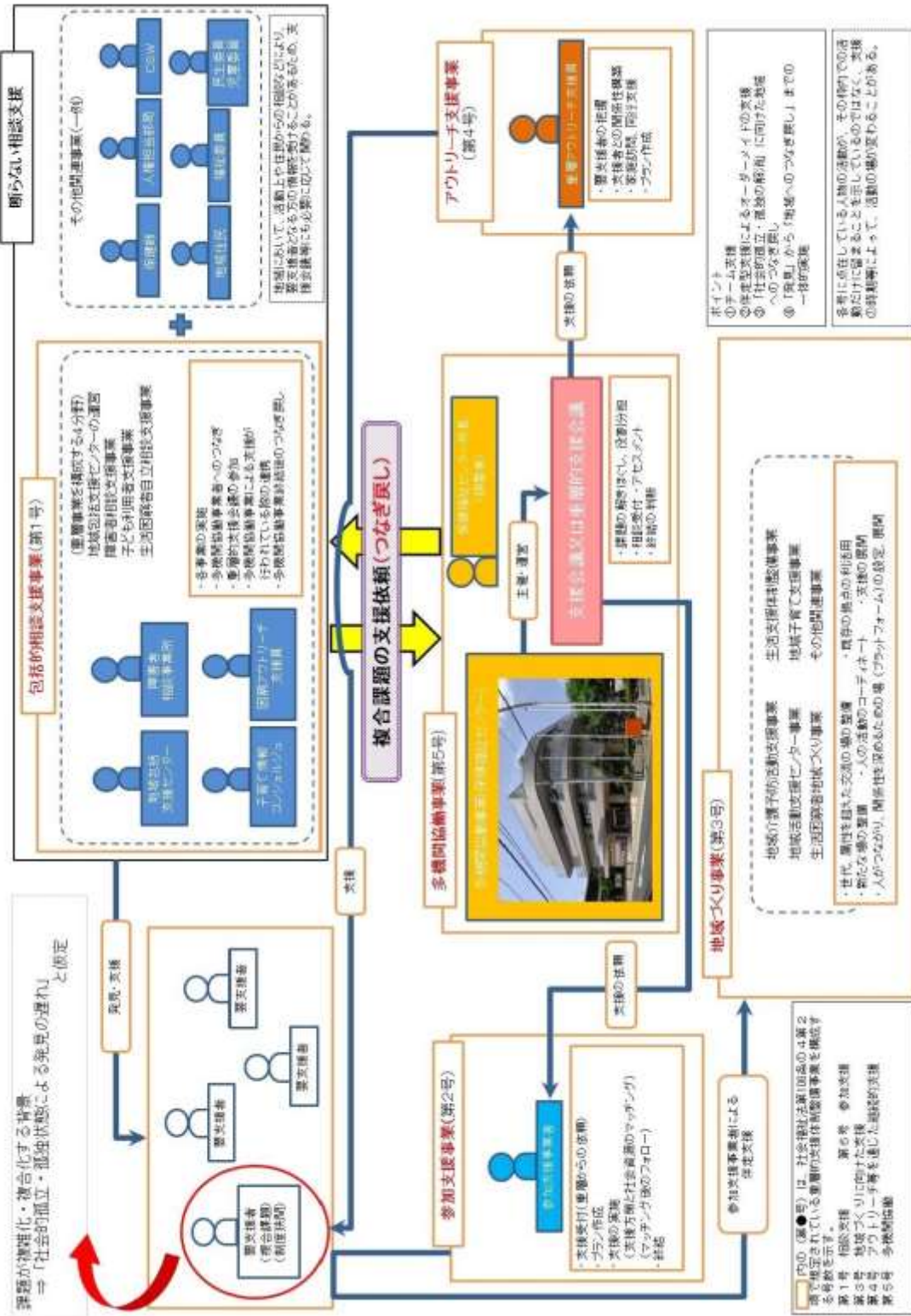
地域共生社会を実現する具体的な手段として「重層的支援体制整備事業」を実施します。地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、「重層的支援体制整備事業」は、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援の3つを柱としています。これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④多機関協働による支援、⑤アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施するものです。

本市では、前計画から整備を進めてきた地区保健福祉センターを基盤として各事業を展開し、住民活動等の場において課題解決ができる地域づくりをめざします。

具体的な実施方法については、「茨木市重層的支援体制整備事業実施計画」を別途定め、進捗状況に応じて適宜見直しを図りながら取組を進めるものとします。



# ■本市における「重層的支援体制整備事業」の実施イメージ



## 第4節 施策体系

### 理念

すべての人が健やかに、支え合い暮らし、みんなが主役の地域共生のまちづくり  
 ↳ 持続可能な包括的支援体制の実現とともに

### 基本目標

◆第2編に記載する各分野別計画については、本計画の理念と6つの基本目標に基づいて策定し、それぞれの施策を推進することにより、総合的に本市の保健福祉の課題解決に取り組みます。

地域福祉計画  
 (地域福祉活動計画)

#### 基本目標1

##### お互いにつながり支え合える

◆市民や団体、事業者等のあらゆる機関が、持続可能な地域づくりや地域課題の解決について当事者意識を持ち行動する「主役」となれるよう、取組や連携を推進します。

●～●ページ

#### 基本目標2

##### 健康にいきいきと自立した日常生活を送れる

◆生涯を通じた健康づくりと生活習慣病予防等に向けた取組を進めるとともに、自立した日常生活を送るための専門的な支援が提供できる体制を整備します。

●～●ページ

#### 基本目標3

##### 憩える 参加できる 活躍できる

◆一人ひとりの状況に応じて、身近な地域で憩える、参加できる、活躍できる機会の創出に取り組みます。

●～●ページ

#### 基本目標4

##### 一人ひとりの権利が尊重される

◆お互いを理解し尊重し合える意識の醸成に努めるとともに、虐待防止や権利擁護の推進により要支援者を早期発見し適切な支援につなげます。

●～●ページ

#### 基本目標5

##### 情報を活かして、安全・安心に暮らせる

◆情報が必要な人に届き、いかされる体制整備や、災害時等の緊急時に市と関係機関が適正に情報を共有・活用して、安全・安心に暮らせる地域づくりを推進します。

●～●ページ

#### 基本目標6

##### 持続可能な社会保障を推進する

◆社会保障（社会保険、社会福祉、公的扶助、保健医療・公衆衛生）について、持続可能性に配慮し、公正・適正・円滑な運用を推進します。

●～●ページ

## 分野別計画の施策・取組

高齢者保健福祉計画・  
介護保険事業計画

障害者計画  
障害福祉計画  
障害児福祉計画

いのち支える  
自殺対策計画

健康いばらき 21・  
食育推進計画

●～●ページ

--

●～●ページ

--

●～●ページ

--

●～●ページ

--

●～●ページ

--

●～●ページ

--

●～●ページ

--

●～●ページ

--

●～●ページ

--

●～●ページ

--

●～●ページ

--

●～●ページ

--

●～●ページ

--

●～●ページ

--

●～●ページ

--

●～●ページ

--

●～●ページ

--

●～●ページ

--

●～●ページ

--

●～●ページ

--

●～●ページ

--

●～●ページ

--

●～●ページ

--

●～●ページ

--



## 第4章 計画の推進体制等

### 第1節 推進体制

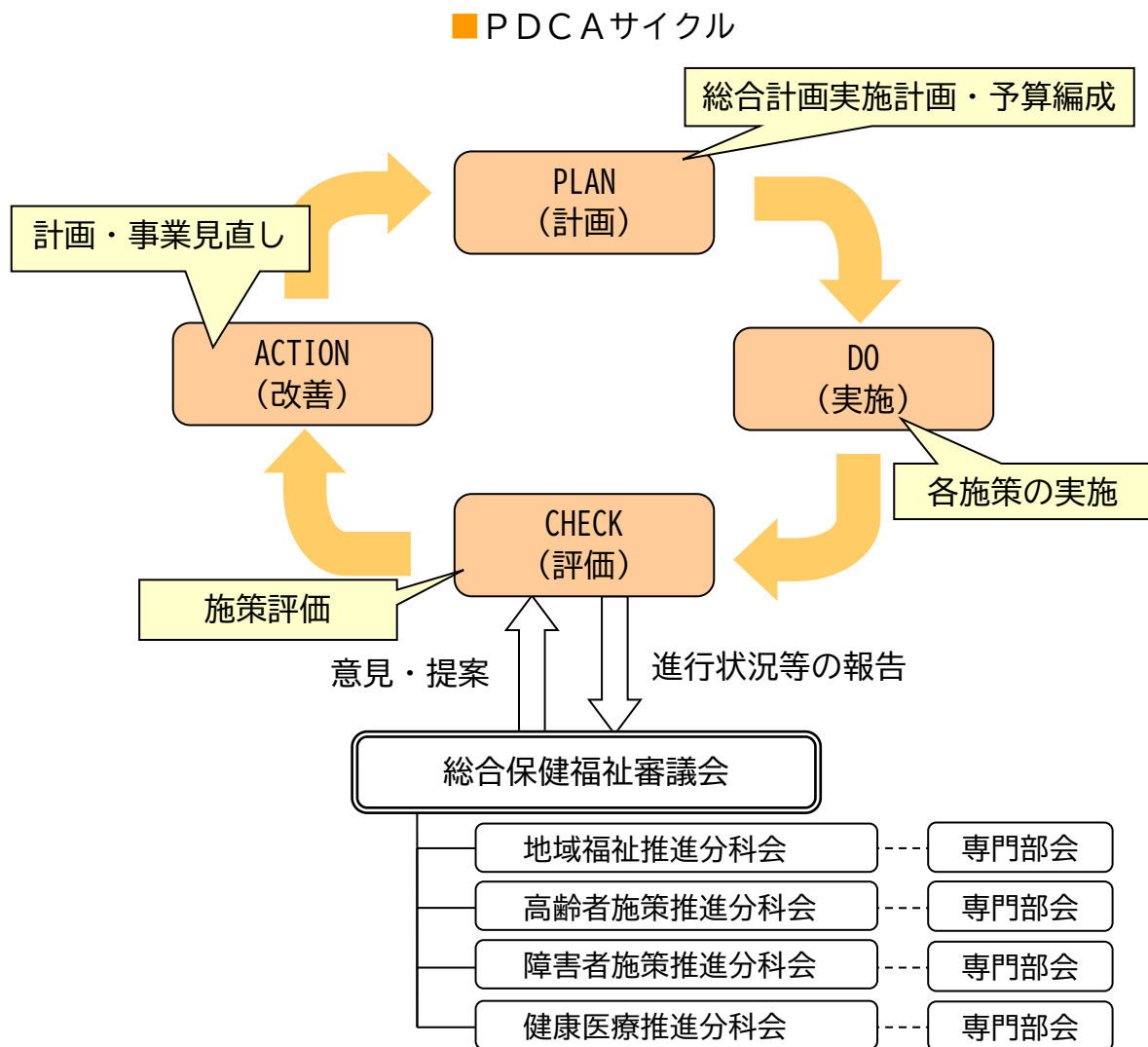
本計画の実施主体は、行政だけではなく、市民をはじめ、地域の関係団体、各種ボランティア、福祉サービス事業者など多岐にわたっており、各主体の連携・協力が不可欠です。年齢や属性に関わらず、多様性を認め合いながら共に支え合い、助け合う中で、生きがいを持って、安心して暮らしつつけられる、みんなが主役の地域共生のまちづくりをめざすため、各主体と協働し、本計画の理念・基本目標の実現に向けて各種施策を展開していきます。

また、推進に当たっては、アンケート調査などの手法を用いて、市民等の意見を聴く機会を設けます。

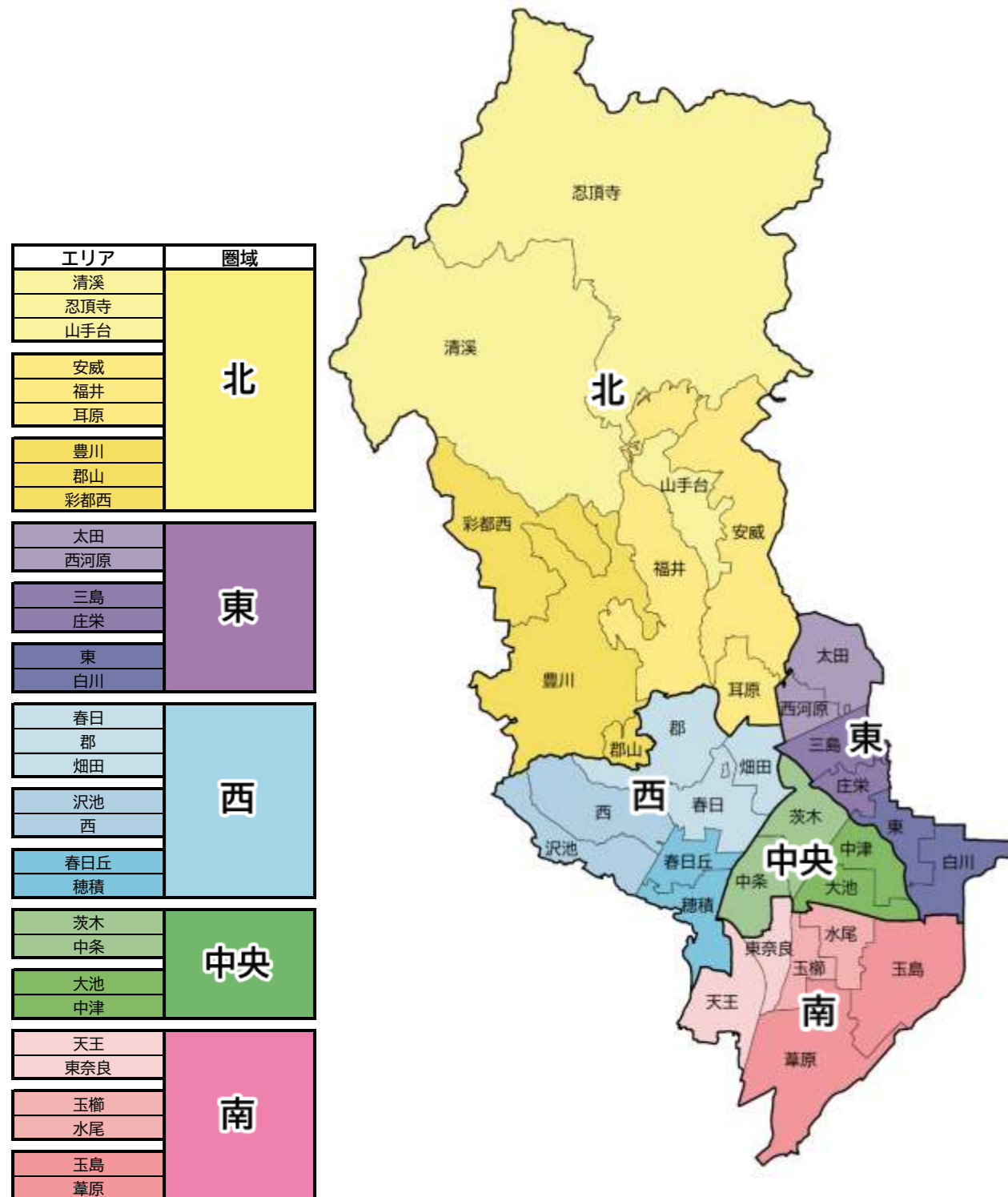
## 第2節 進行管理

本計画及び各分野別計画については、総合保健福祉審議会及び各分科会で進行状況等を報告して意見・提案を聞き、それらを反映させながら、茨木市総合計画実施計画や行政評価において、「PDCAサイクル」に基づき、PLAN(計画)→DO(実施)→CHECK(評価)→ACTION(改善)を繰り返しながら進行管理を行います。

併せて、総合保健福祉審議会及び各分科会での審議によって取組の継続的な見直しを年度ごとに繰り返し、計画の進行管理を行いながら、施策全体の改善及び向上へとつなげていきます。また、専門的な検討が必要な事項については、専門部会を設置し、様々な立場からの意見・提案を聴くこととします。



■本市における「小学校区」「エリア」「圏域」について



\*小学校区の境界線は令和5年度（2023年度）時点のものです。

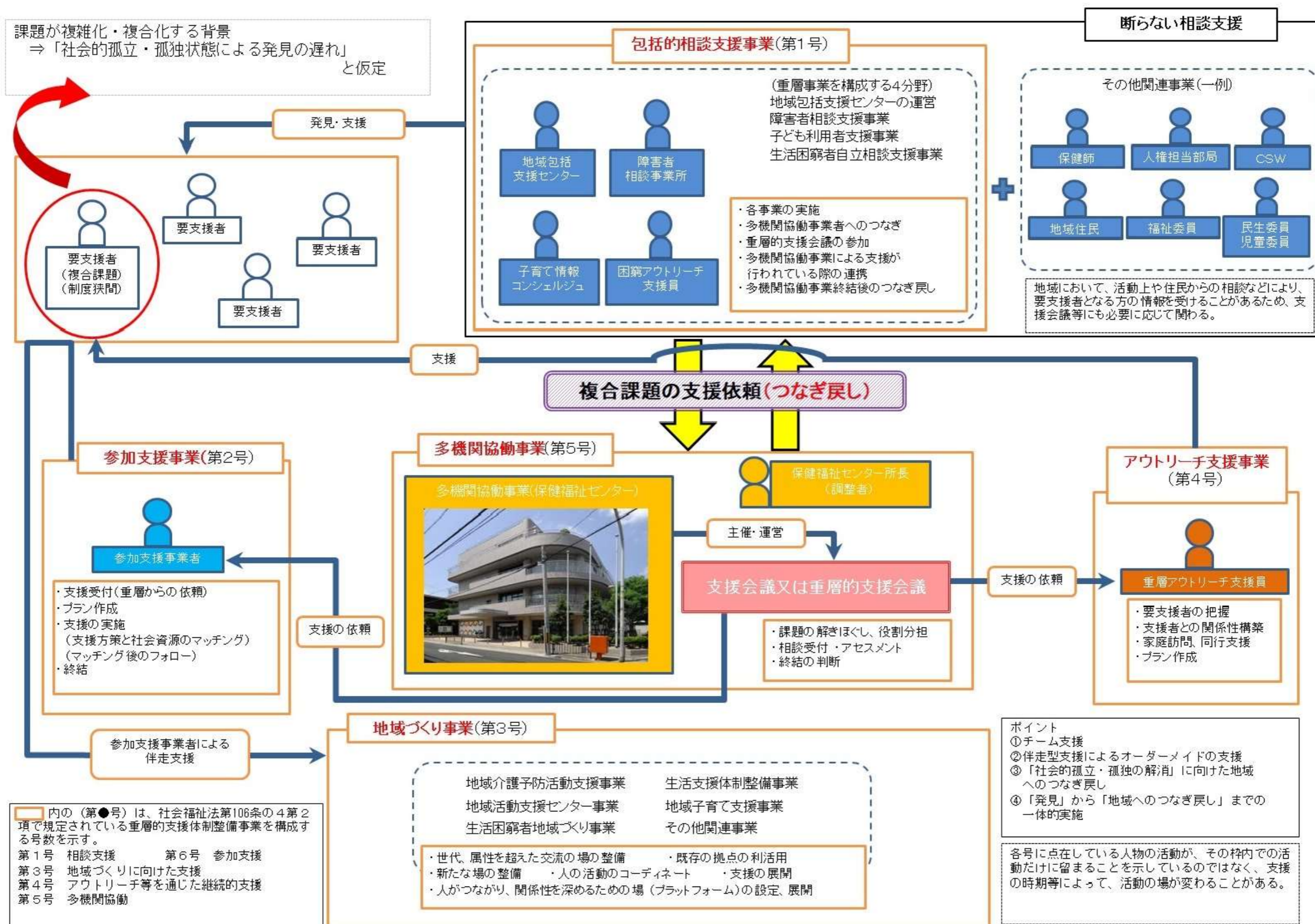
■地区保健福祉センターのイメージ



\*図は改めて更新予定



# 本市における「重層的支援体制整備事業」の実施イメージ



## 第2章

茨木市高齢者保健福祉計画（第10次）・

介護保険事業計画（第9期）



## 第1節 前計画の評価と課題

### ○前計画の評価区分

前計画の各施策・取組みを評価するにあたり、計画期間中の目標達成度合いなどを踏まえ、取組みごとに以下のとおり分類しました。

また、各取組みの次期計画における方向性も合わせて示しています。

評価の区分	A+	目標を達成した
	A	おおむね目標を達成した
	B	やや遅れている
	C	目標を達成できなかった、未実施

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、想定していた目標を達成できていない項目もありますが、その影響を踏まえた評価としております。

### 前計画の基本目標1 お互いにつながり支え合える

#### ◆各施策の評価と次期計画の方向性

1 地域包括支援センターの再編		
取組み	評価	次期計画の方向性
①14 エリアへの地域包括支援センターの設置・再編	A+	×終了

2 地域包括支援センターの運営		
取組み	評価	次期計画の方向性
①地域包括支援センターの適切な運営及び評価	A+	→維持
②地域ケア会議の推進	A+	→維持

3 高齢者の生活支援体制整備の推進		
取組み	評価	次期計画の方向性
①生活支援コーディネーターの配置及び協議体の設置	A	→維持

## 1 地域包括支援センターの再編

### ①14エリアへの地域包括支援センターの設置・再編 (A+)

指標の推移				
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標 (R5)
地域包括支援センターの設置数	11か所	12か所	14か所	14か所

地域の身近な相談窓口である地域包括支援センターについては、平成18年度(2006年度)より順次開設し、令和4年度(2022年度)から市内14か所の体制となり目標を達成しました。

ただし、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果を見ると、家族や友人・知人以外で何かあったときに相談する相手としての地域包括支援センターの認知度は7.7%と低い状態にあることから、更なる周知に取り組んでいきます。

## 2 地域包括支援センターの運営

### ①地域包括支援センターの適切な運営及び評価 (A+)

地域包括支援センターの適切な運営及び評価については、平成28年度(2016年度)から業務評価を実施しており、運営協議会による定期的な点検・評価を踏まえて適切な運営に努めてきました。

今後も定期的に評価項目等の見直しを行い、事業評価を通じた地域包括支援センターの機能強化を図ります。

### ②地域ケア会議の推進 (A+)

指標の推移				
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標 (R5)
地域ケア会議の開催回数	66	74	84	70

地域ケア会議については、地域包括支援センターが中心となり、高齢者の自立支援・介護予防を強化する観点から、医療・介護・福祉の関係者等とともに支援方針を検討する自立支援型会議を開催するほか、高齢者をとりまく様々な要因から高齢者世帯への処遇が困難となっているケースに関して、幅広く検討する複合



課題型会議や地域ケア会議を通して把握した課題について共有・検討する会議を適宜開催しています。

引き続き、個別の課題解決にとどまらず、個別課題から地域課題を発見・抽出し、生活支援体制整備事業による協議体との連携などを図り、地域課題の解決に向けた取組につないでいくための仕組みの整備の強化に努めます。

### 3 高齢者の生活支援体制整備の推進

#### ①生活支援コーディネーターの配置及び協議体の設置 (A)

指標の推移（協議体の設置数）				
項目 (協議体設置数)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標 (R5)
第1層	1か所	1か所	1か所	1か所
第2層	2か所	2か所	6か所	32か所

市域単位で活動を行う第1層生活支援コーディネーターを1名配置し、生活支援の担い手の養成や団体・企業等に対する第1層協議体参画の働きかけを行いました。

第2層生活支援コーディネーターは、日常生活圏域ごとにある保健福祉センターに計4名配置しており、第1層生活支援コーディネーターや関係団体との情報共有によって、地域の課題把握ならびに解決に努めました。

圏域内の課題解決を協議するための第2層協議体については、生活支援コーディネーターが増員され、活動が広がったことにより設置箇所が増えましたが、市域全体に広げていくためには、生活支援コーディネーターの役割や活動目的の周知が課題です。

## 前計画の基本目標2 健康にいきいきと自立した生活を送る

### ◆各施策の評価と次期計画の方向性

1 介護予防・生活支援サービス事業の取組の推進		
取組み	評価	次期計画の方向性
①訪問型サービスの展開	A+	→維持
②通所型サービスの展開	A	↑強化
③介護予防ケアマネジメントの展開	A+	→維持
(その他) 栄養改善型配食の実施	A	+新規

2 一般介護予防事業の推進		
取組み	評価	次期計画の方向性
①住民主体の介護予防活動の推進	A+	↑強化
②地域リハビリテーション活動支援事業の展開	A	↑強化
③介護予防教室等の見直しと新たな展開	A	↓縮小
④地域での介護予防の取り組みの周知・啓発	A	↑強化
⑤はつらつ出張講座による支援	A	→維持
⑥シニアいきいき活動ポイント事業の実施	A	→維持

3 高齢者の保険事業と介護予防事業等との一体的な実施		
取組み	評価	次期計画の方向性
①専門職による通いの場でのポピュレーションアプローチ	A+	→維持
(その他) 高齢者に対する個別的支援(ハイリスクアプローチ)	A	+新規

4 要介護高齢者等の自立・介護家族等への支援の推進		
取組み	評価	次期計画の方向性
①高齢者福祉タクシー料金助成事業	A	→維持
②高齢者紙おむつ等支給事業	A	→維持
③高齢者ごいっしょサービス事業	C	↑強化

④一人暮らし高齢者等日常生活支援事業（ちょこっとサービス）	B	↑強化
-------------------------------	---	-----

## I 介護予防・生活支援サービス事業の取組の推進

### ①訪問型サービスの展開（A+）

指標の推移				
項目 (訪問型サービス 延べ利用者数)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標 (R5)
訪問型サービス A 延べ利用者数	2,523	3,128	3,521	3,108
訪問型サービス B 延べ利用者数	79	54	101	220
訪問型サービス C 延べ利用者数 ※	—	—	1	

(※前計画では指標として設定していなかったもの)

地域包括支援センターと協力し、生活援助のサービスが必要な方に関しては、訪問型サービスAなど多様な主体によるサービスを優先的にプランに位置付けるよう案内をしました。

また、食事量や咀嚼機能<sup>そしゃく</sup>等の低下による低栄養状態等栄養管理が必要な人を対象に、訪問栄養指導（訪問型サービスC）を令和4年度（2022年度）から開始しました。しかし、サービスの利用者数が伸びていないため、ケアマネジャー等を対象とした動画配信等を行うことで事業の普及啓発を行い、サービス利用の促進に努めました。

## ②通所型サービスの展開 (A)

指標の推移				
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標 (R5)
利用人数	767人	666人	1054人	1513人

通所型サービスB（コミュニティデイハウス）では、入浴や送迎サービス等、事業対象者や要支援者を支援するサービスを行っています。今後街かどデイハウス利用対象者を拡充するためコミュニティデイハウスへの転換をはかり、設置個所数の増加を目指します。運営スタッフが不足していることが課題です。

通所型サービスC（短期集中リハビリトレーニング）では、介護の視点を持つ事業所が、短期集中による運動器の機能向上などの取組を通じて、日常生活での自立が図れるよう支援しています。しかしながら、利用希望者に対して受入人数が不足しているため、新たな事業所の設置や、リハビリテーション専門職への支援などを通じて受入人数を増やすなどにより、サービスの向上に努めました。

## ③介護予防ケアマネジメントの展開 (A+)

指標の推移	
ケアプラン個別 面談数	令和4年度においては、ケアプラン点検後のアンケートにおいて、ケアプランの見直しを「実施する」「実施するか検討する」と約9割のケアマネジャーから回答を頂いており、自立支援に向けたケアマネジメントの支援を実施できた。

介護予防・生活支援サービス事業やインフォーマルサービスがケアプランに適切に位置づけられるよう、地域包括支援センターとの連絡会や個別面談方式で実施しているケアプラン点検を通して啓発してきました。ただし、ケアマネジメントの実践においては難しいと感じているケアマネジャーも多いため、今後も継続して質の向上を図っていく必要があります。

### (その他) 栄養改善型配食の実施 (A)

指標の推移 (利用人数)				
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標 (R5)
利用人数※	—	—	119人	

(※前計画では指標として設定していなかったもの)

栄養管理に対するニーズの高まりから、令和4年度から、低栄養や糖尿病等の栄養管理・栄養改善が必要な事業対象者及び要支援の人を対象に、栄養改善型配食サービスを行いました。

この取組は9期計画にて新たな取組として明記します。

## 2 一般介護予防事業の推進

### ①住民主体による介護予防活動の推進 (A+)

指標の推移				
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標 (R5)
通いの場の整備数 ※	21か所	80か所	118か所	

(※前計画では指標として設定していなかったもの)

自助・互助の理念に則り、高齢者の興味や関心の多様化にも配慮しつつ、住民自らが介護予防を行う環境づくりや体制づくりへの支援が必要になっています。

### ②地域リハビリテーション活動支援事業の展開 (A)

指標の推移				
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標 (R5)
事業の利用人数※	49人	148人	365人	

(※前計画では指標として設定していなかったもの)

高齢者の自立支援や重症化予防、地域包括支援センター等が実施するアセスメン

ト支援を目的とし、令和3年度（2021年度）から、理学療法士1名配置し、生活機能や、環境に応じた運動指導、動作指導への助言等を行いました。

令和5年（2023年）からは、理学療法士3名、作業療法士1名、管理栄養士1名を配置し、福祉用具や補助具の使い方や、栄養改善等の支援の充実に努めています。

### ③介護予防教室等 の見直しと新たな展開（A）

指標の推移				
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標（R5）
介護予防教室の延べ利用人数※	9,943人	7,457人	10,665人	

（※前計画では指標として設定していなかったもの）

住民主体による介護予防活動を促進するため、市が主催する介護予防運動教室やはつらつ教室の一部を短期集中運動教室へ移行しました。

今後は、より住民の主体的な介護予防の活動を支援するため、地域の課題やニーズに合わせた内容や、開催場所の選定等を行い、介護予防教室を展開する必要があります。

### ④地域での介護予防の取組の周知・啓発（A）

指標の推移				
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標（R5）
元気！いばらきマップ掲載個所数※	—	59か所	97か所	150か所

（※前計画では指標として設定していなかったもの）

地域住民が自主的に通う多様な場における介護予防活動や通いの場・居場所の紹介として、元気！いばらきマップを毎年更新して配布しました。

引き続き、地域の社会資源の状況も踏まえた居場所の整備や、住民自らが自立した生活ができるよう支援方法の見直しが必要となっています。

### ⑤はつらつ出張講座による支援 (A)

指標の推移※				
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標 (R5)
講座開催数	59回	85回	194回	
利用人数	1,104人	1,374人	3,514人	

(※前計画では指標として設定していなかったもの)

はつらつ出張講座などにより地域へ出向き、介護予防支援を推進するとともに「元気！いばらき体操」や介護予防手帳（はつらつパスポート「みんなで元気編」）の普及、活用などを推進してきました。さらに、シニアいきいき活動ポイント事業などを通じて、社会参加を通じた介護予防を支援しました。

高齢者の介護予防に資する活動については、地域の特性・実情に応じた取組を展開していく必要があります。

はつらつサポーター（介護予防指導者養成研修受講者）については、活躍の場所が介護予防教室主体となっており、その他、シニアプラザへの資源の提供や、活躍の場の発掘とマッチング等活躍の場が必要です。

### ⑥シニアいきいき活動ポイント事業の実施 (A)

シニアいきいき活動ポイント事業については、コロナ禍において、各受入施設での活動が困難となり、登録者数が減少しましたが、動画等を活用した非接触での活動のほか、登録者対象の新たな講座・講習を企画し、活動者が継続していくための支援を実施しました。今後も継続して実施し、高齢者の社会参加及び介護予防の促進に努めます。

また、現登録者の活動を支援するとともに、新たな登録者の拡大や登録者がより活動の幅を広げて新たな担い手として地域で活動ができるよう努めてまいります。

### 3 高齢者の保健事業と介護予防事業等との一体的な実施

#### ①専門職による通いの場でのポピュレーションアプローチ (A+)

指標の推移 (健康教育・健康相談実施数) ※				
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標 (R5)
実施した通いの場数	—	11	75	
参加人数 (累計)	—	244	1,801	

(※前計画では指標として設定していなかったもの)

高齢者のフレイル予防の取組みとして、市内各圏域の通いの場等において、地区保健福祉センターの保健師等が出向き、健康教育・健康相談を実施しました。

地域の健康課題や実情に応じて内容や回数などを変更して実施しており、また、地区保健福祉センターの周知や地域での関係性の構築に取り組んだことから、実施場所及び実施回数が増加しました。

#### (その他) 高齢者に対する個別的支援 (ハイリスクアプローチ) (A)

指標の推移 (保健指導実施数) ※1				
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標 (R5)
実施人数 (実)	—	114	39 (※2)	

(※1 前計画では指標として設定していなかったもの)

(※2 取組区分の変更による減少)

前年度の後期高齢者医療健康診査において、健康リスクが高いと認められた方 (75~79歳でⅡ度高血圧以上であり、かつ、未治療の方) に対し、地区保健福祉センターの保健師が訪問や電話等により医療機関の受診勧奨及び保健指導を実施しました。

また、支援の約3か月後には対象の方のレセプトを確認し、なお未受診であった場合には再度、受診勧奨及び保健指導を実施しました。

医療機関との連携が不可欠なため、連携強化に努めます。

この取組は9期計画にて新たな取組として記載します。



## 4 要介護高齢者等の自立・家族介護等への支援の推進

### ①高齢者福祉タクシー料金助成事業（A）

指標の推移				
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標（R5）
利用人数	1,926人	2,085人	2,202人	2,150人

要介護者の外出支援、移動手段の充実に向けて、高齢者福祉タクシー料金助成事業を実施しています。令和3年度（2021年度）からは利用促進のため利用枚数の拡充（※）を図りました。

（※1,000円以上の利用について、利用券の使用枚数を1枚から2枚に変更）

### ②高齢者紙おむつ等支給事業（A）

指標の推移				
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標（R5）
利用人数	291人	301人	303人	260人

家族介護者の経済的負担の軽減のため、介護用品である紙おむつ等の支給事業を実施することで、要介護高齢者の在宅生活を支援しました。

### ③高齢者ごいっしょサービス事業（C）

指標の推移				
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標（R5）
利用人数	25人	22人	24人	65人

家族介護者の身体的・精神的負担の軽減として、在宅の認知症の高齢者が外出する際の付き添いや通院時の院内介助、ご家族が外出する際の認知症高齢者の見守り事業を行いました。

地域の助け合いや、民間サービスの利用、介護保険適用外サービスへのニーズもあり、事業の見直しや実施内容を再検討する必要があります。

#### ④ひとり暮らし高齢者等日常生活支援事業（ちょこっとサービス）（B）

指標の推移				
取組	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標（R5）
利用人数※	41人	46人	59人	

（※前計画では指標として設定していなかったもの）

ひとり暮らし高齢者を対象に、ごみ出し、家具の移動、電球の取り換え等、介護保険対象外の作業を行うサービスを実施しました。一方で民間の家事代行サービスも充実しつつあることから、事業継続の見直しや実施内容を再検討します。

ごいっしょサービス、ちょこっとサービスについての図解

## 前計画の基本目標3 “憩える・活躍できる”場をつくる

### ◆各施策の評価と次期計画の方向性

1 地域活動・社会参加の促進		
取組み	評価	次期計画の方向性
①高齢者活動支援センター各種事業の実施	A	→維持

2 身近な「居場所」の整備		
取組み	評価	次期計画の方向性
①街かどデイハウス事業とコミュニティデイハウス事業の実施	A	→維持
②いきいき交流広場の実施	B	→維持
③住民主体の「居場所」に対する持続可能な運営支援	A+	×終了

3 世代間交流の取組		
取組み	評価	次期計画の方向性
①多世代交流センター事業の実施	A	→維持
②スポーツ・レクリエーション活動を通じた交流の支援	A	→維持

4 高齢者の「働く場」の創造		
取組み	評価	次期計画の方向性
①シルバー人材センターの取組	A	→維持
②高齢者の多様な働き方の創造	A+	→維持

## Ⅰ 地域活動・社会参加の促進

### ①高年齢者活動支援センター各種事業の実施（A）

指標の推移（それぞれの登録者数）				
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標（R5）
高齢者いきがい ワーカーズ支援 事業※	6件	6件	6件	14件

※事業立ち上げ累計件数

高齢者活動支援センターシニアプラザいばらきは、本市における高齢者の活動支援の拠点であり、高齢者の地域活動・社会参加・就労・生涯学習支援等に向けた様々な事業を実施しています。シニアマイスター登録事業やシニアいきいき活動ポイント事業等による高齢者の社会参加支援、茨木シニアカレッジ事業による生涯学習支援については、コロナ禍においては事業の中断があったものの、地域活動の担い手づくりに大きく貢献しています。一方で高齢者いきがいワーカーズ支援事業については、コロナ禍の影響もあり、令和2年度以降、新規の事業立ち上げはありませんでした。

地域で活躍してきたアクティブシニアの高齢化と担い手不足については、各事業と通して社会参加や地域活動に興味ある高齢者の人材発掘を行い、新たな人材や担い手を地域へ還元できる仕組みづくりが課題です。

## 2 身近な「居場所」の整備

### ①街かどデイハウス事業とコミュニティデイハウス事業の実施（A）

### ③住民主体の「身近な居場所」に対する持続可能な運営支援（A+）

指標の推移				
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標（R5）
コミュニティデ イハウス整備数	17か所	18か所	20か所	21か所
街かどデイハウ ス整備数※	4か所	3か所	1か所	

（※前計画では指標として設定していなかったもの）

高齢者の社会参加の機会となる身近な「居場所」として、街かどデイハウスやコ

コミュニティデイハウスを整備しています。

住民主体の介護予防活動に対し、専門職によるアドバイスやはつらつ予防教室による運営支援を行いました。コミュニティデイハウスについては、後継者やスタッフの育成支援を行いました。

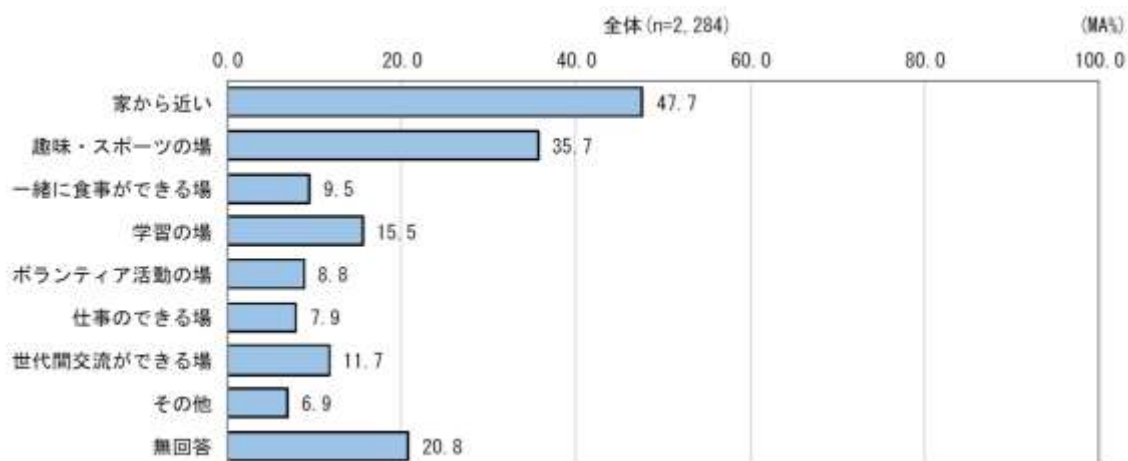
住民主体によるボランティア等で運営しているなかで、スタッフのなり手が少なく、また後継者不足などの課題があります。

## ②いきいき交流広場の実施 (B)

指標の推移				
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標 (R5)
いきいき交流広場整備数	23 か所	25 か所	24 か所	32 か所

いきいき交流広場については、老人クラブ等が運営主体となり、創意工夫により、高齢者の身近な交流の場・機会となる取組を実施しており、設置数及び利用者数は増加しています。

令和4年度に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の調査結果によると、利用したい居場所の内容として「家から近い」「料金が安い・無料」「趣味やスポーツが楽しい」などが上位を占めており、身近な地域で趣味活動や交流などを図ることができる「居場所」のニーズが高いことが示されています。



### 3 世代間交流の取組

#### ①多世代交流センター事業の実施 (A)

指標の推移				
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標 (R5)
利用人数	38,841人	46,697人	72,199人	115,000人

市内5か所の多世代交流センターにおいて、こどもや高齢者が世代を超えて交流できる事業を実施しています。

#### ②スポーツ・レクリエーション活動を通じた交流の支援 (A)

コロナ禍においては、茨木市老人クラブ連合会主催の「高齢者レクリエーションのつどい」は数年間開催中止を余儀なくされ、スポーツ・レクリエーション活動を通じた交流の実施には至りませんでした。引き続き、幼稚園への訪問など茨木市老人クラブ連合会の世代間交流の取組を支援します。

### 4 高齢者の「働く場」の創造

#### ①シルバー人材センターの取組 (A)

指標の推移				
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標 (R5)
登録会員数	1,533人	1,567人	1,586人	1,788人

高齢者の多様なニーズに応じた働き方を実現するため、シルバー人材センターの円滑な運営の指導援助に努めています。シルバー人材センターによる会員確保に向けた取組などにより、登録会員数は増加傾向にあります。今後も、高齢者の多様なニーズへの対応を進める必要があります。

#### ②高齢者の多様な働き方の創造 (A+)

高齢者層の増加と生産年齢人口の減少が進んでいますが、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果では、「収入のある仕事している」方が主観的健康感ならびに幸福感が高い傾向にあります。

働き手不足の解消と高齢者の生きがいづくりを両立させるために、就労を通じた新たな社会貢献の創出について取組を進めていく必要があります。

## 前計画の基本目標 4 一人ひとりの権利が尊重される

### ◆各施策の評価と次期計画の方向性

1 認知症施策の推進（認知症施策推進大綱の推進）		
取組み	評価	次期計画の方向性
①普及啓発・本人発信支援	A	↑強化
②予防	A	↑強化
③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	A	↑強化
④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援	A	↑強化
⑤研究開発・産業促進・国際展開	B	→維持

2 虐待防止対策の推進		
取組み	評価	次期計画の方向性
①高齢者虐待防止及び啓発への取組	A	→維持
②虐待への対応	A+	→維持

3 権利擁護の推進		
取組み	評価	次期計画の方向性
①高齢者権利擁護事業の推進	A+	→維持

### 1 認知症施策の推進（認知症施策推進大綱の推進）

「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」の実現に向けて、「認知症施策推進大綱」の5つの柱に沿って取組を進めています。

#### ①普及啓発・本人発信支援（A）

地域団体、企業、学校等で広く認知症サポーター養成講座を開催し、認知症を正しく理解する認知症サポーターを養成しました。また、世界アルツハイマー月間を利用し啓発イベント等を開催しました。日頃から認知症に関して身近に感じ、自身の健康に関心がある市民は積極的に情報収集イベントに参加していますが、より多くの市民の関心を高めるための啓発が課題と考えています。

本人ミーティングを定期的実施し、認知症の人同士が出会い、語り合える場を

つくることができました。

## ②予防（A）

運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等、認知症予防に資する可能性が示唆される取り組みとして、地域の高齢者が身近に通える場での介護予防事業や、保健師、栄養士等の専門職による生活習慣病予防のための健康教育や保健指導を実施しています。

高齢者への保健事業と介護予防事業を一体的に実施していくよう、実践者が連携する体制をつくっていく必要があります。

## ③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援（A）

認知症の疑いがある人および認知症の人やその家族に対して、認知症初期集中支援チーム（チーム・オレンジいばらき）、認知症地域支援推進員、地域包括支援センター等が相談に対応しています。認知症初期集中支援チームでは、認知症の初期と思われる人を中心に家庭訪問等も含め相談に応じ、医療や介護など必要な支援に繋げるために活動しております。

医療従事者、介護従事者等の認知症対応力向上の促進のため、研修を実施しています。

認知症カフェ（いばらきオレンジかふえ）の開設を推進し、認知症の人やその家族、地域の人等誰もが安心して過ごせる場所の提供に努めてきました。認知症の人やその家族の利用を増やしていくことが今後の課題です。

家族教室を継続的に開催し、介護者の負担軽減に努めています。継続的に教室に参加する家族も見られます。

## ④認知症バリアフリー の推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援（A）

認知症の人やその家族が安心して地域で生活できるよう、認知症高齢者見守り事業（茨木童子見守りシール）や行方不明高齢者等捜索支援事業（いばらき版みんなでさがそうSOS事業）の実施及び周知に取り組んできました。いずれも引き続き周知が必要です。

若年性認知症の人向けの支援については、認知症ケアパスや市ホームページにて相談窓口の案内をしています。

チームオレンジの整備にあたり、認知症サポーターにステップアップ講座を実施しました。認知症サポーターと認知症の人をつなぐ具体的な取り組みを実施することが今後の課題です。



## ⑤研究開発・産業促進・国際展開 (B)

認知症の予防法やリハビリテーションモデル、国による研究開発やロボット技術やICT技術の活用法など、認知症の人の自立支援への活用や介護者の負担軽減が期待される情報について収集に努めています。

指標の推移				
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標 (R5)
認知症養成サポーター養成講座受講者数 (累計)	22,631人	23,064人	24,225人	27,000人
認知症カフェ登録数	19か所	23か所	24か所	30か所
認知症対応力向上研修実施回数	2回	4回	3回	5回
認知症の人の家族向け介護教室実施回数	4回	14回	13回	11回

今後、認知症施策の推進については、これまでの取組を継続しつつ、令和5年6月に成立した「認知症基本法」を踏まえた取り組みを進める必要があります。

## 2 虐待防止対策の推進

### ①高齢者虐待防止及び啓発への取組 (A)

高齢者への虐待防止に向けて、障害者・高齢者虐待防止ネットワークにおいて意見交換及び研修を実施するとともに、市内を運行する公共バスを利用して、ラッピングバスを走行させ、相談・通報の協力を呼びかけました。

### ②虐待への対応 (A+)

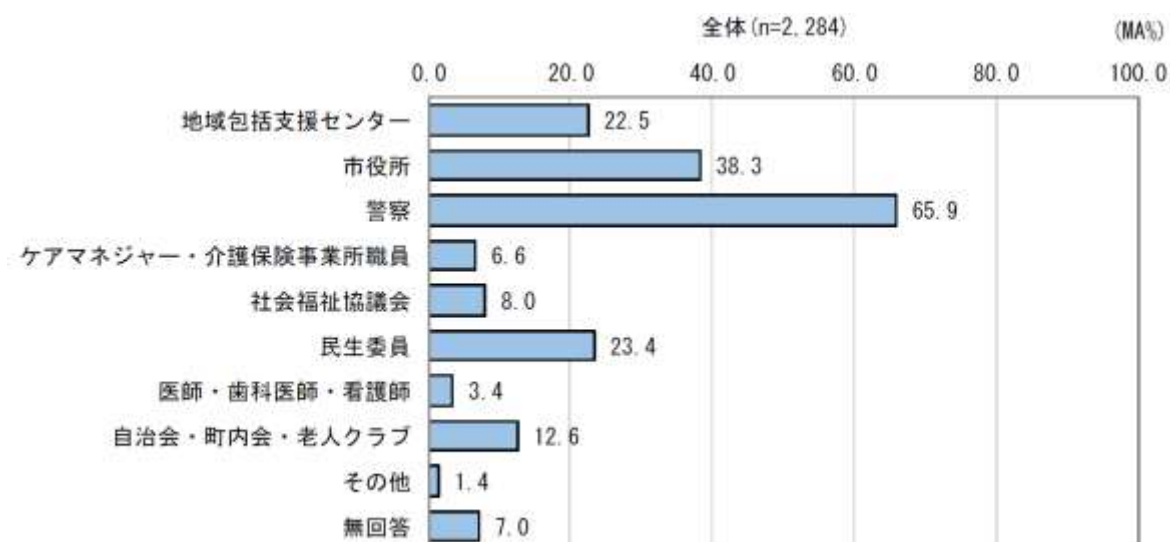
虐待や虐待の疑いがあることを把握した場合の対応については、地域包括支援セン

ター等と連携し、訪問調査や支援策の検討を行い、迅速な対応に努めています。

しかし、虐待発生には、様々な要因が根底にあるため早期解消が困難な場合も多く、様々な機関と連携しながら、対象世帯の状況に応じた解決策の提案や制度利用の働きかけを行い、時には高齢者の身の安全を確保するための緊急一時保護を行う等、細やかな対応を心がけています。

また、介護施設従事者等による高齢者虐待については、事実確認を行った後、虐待を受けた本人の保護を含め、大阪府や庁内関係課と連携し、介護施設等に助言や指導を行っています。

なお、令和4年度に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」のアンケート結果によると、「虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、どこに相談（通報）されますか。」という質問に対して、「警察」が65.9%で最も多く、次いで「市役所」が38.3%、「民生委員」が23.4%という回答でした。



### 3 権利擁護の推進

#### ①高齢者権利擁護事業の推進 (A+)

成年後見制度利用の必要性があるにもかかわらず、審判の申立てができない高齢者等について市長が申立てを行うことで、その人らしい生活を送ることができるように支援しました。

また、成年後見制度の利用促進を図るため、成年後見審判の申立てに要する費用、成年後見人等に支払う報酬の助成を行いました。引き続き制度の周知、費用等の助成を行うことで、制度の利用支援を推進します。

## 前計画の基本目標5 安全・安心で必要な情報が活かされる

### ◆各施策の評価と次期計画の方向性

1 災害時に求められる医療・介護サービスの継続		
取組み	評価	次期計画の方向性
①災害時における支援体制の強化	A+	↑強化

2 情報公表制度の推進		
取組み	評価	次期計画の方向性
①事業者情報の公表	A	→維持

3 安心して暮らせる環境の充実		
取組み	評価	次期計画の方向性
①緊急通報装置設置事業	B	→維持
②ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の見守り体制の推進	A+	→維持
③高齢者食の自立支援サービス事業	B	×終了

4 高齢者の居住の安定に係る施策		
取組み	評価	次期計画の方向性
①高齢者世帯家賃助成事業	B	→維持
②シルバーハウジング生活援助員派遣事業	A+	→維持
③高齢者の居住に関する情報提供	A	→維持
④福祉のまちづくりの推進	A+	×終了

5 高齢者が安心して暮らせるためのICTの活用推進		
取組み	評価	次期計画の方向性
①高齢者のICT活用の推進	A	→維持

6 感染症対策に係る体制整備		
取組み	評価	次期計画の方向性
①感染症対策の介護事業所等との連携・周知啓発・研修・訓練の実施	A	→維持

## 1 災害時に求められる医療・介護サービスの継続

### ①災害時における支援体制の強化 (A+)

指標の推移				
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標 (R5)
要配慮者避難施設の数	62	62	66	65

介護事業所と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや物質の備蓄・調達状況についての確認を行い、災害に対する備えに努めました。

今後、災害時における支援体制の強化に努めます。

## 2 情報公開制度の推進

### ①事業者情報の公表 (A)

指標の推移				
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標 (R5)
「いばらきほっとナビ」月平均アクセス件数	5,800件	6,869件	6,981件	10,000件

医療機関・介護・障害福祉事業者検索ホームページ「いばらき ほっとナビ」にて、積極的な事業者情報の公表を行いました。

### 3 安心して暮らせる環境の充実

#### ①緊急通報装置設置事業 (B)

指標の推移				
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標 (R5)
設置件数※	661 件	656 件	662 件	

(※前計画では指標として設定していなかったもの)

緊急時の連絡が困難な高齢者に対し、24時間の安全確認機能や健康相談サービス等を付加した緊急通報装置の設置に努めています。一方で民間サービスの充実や、携帯電話で同様の機能を備えた機種も開発されていることから、よりニーズに合った対応が必要です。

#### ②ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の見守り体制の推進 (A+)

ひとり暮らし高齢者等に対して、緊急連絡先及び居住実態等の調査を行い、不測の事態に陥った場合に親族等への連絡が速やかに行えるように体制を構築しました。また、生活支援体制整備事業に係る第1層協議体の参画団体と、『茨木市協力事業者による高齢者見守り事業』の協定を締結するなど体制の推進を図りました。

#### ③高齢者食の自立支援サービス事業 (B)

指標の推移				
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標 (R5)
利用人数※	529 人	476 人	247 人	

(※前計画では指標として設定していなかったもの)

高齢者食の自立支援サービス事業では、食事づくりが困難な在宅の高齢者に栄養バランスのとれた食事を提供することで、健康保持・疾病予防を図るとともに、安否の確認がとれないときは緊急連絡先等の関係者へ連絡を行い、高齢者の安全・安心な生活を支援しました。

近年は民間サービスの充実が進んでいることから、年々利用者が減少しており、令和5年度(2023年)末に事業の廃止を決定しました。これまでの利用者に対しては、引き続き同様のサービスが利用できるよう配食サービス事業者のリストを作成し対象者へ配付します。

## 4 高齢者の居住の安定に係る施策

### ①高齢者世帯家賃助成事業（B）

指標の推移				
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標（R5）
助成件数※	635件	628件	606件	

（※前計画では指標として設定していなかったもの）

高齢者世帯への経済的負担を軽減するため、家賃助成を行いました。

高齢化が進むなか申請が増えることが予想されます。

### ②シルバーハウジング生活援助員派遣事業（A+）

指標の推移（利用世帯/戸数）				
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標（R5）
利用世帯/戸数	24	25	25	

高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に生活援助員を配置し、高齢者が安全で安心な生活をおくるための住まいの確保に向けて取り組みました。

民間で同様の機能を持った高齢者向け住宅が増えており、事業の必要性が低くなっています。

大阪府営住宅を活用した事業であるため、大阪府とも協議を行い、生活援助員の業務内容の見直しが必要です。

### ③高齢者の居住に関する情報提供（A）

本市に所在する有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等、高齢者が安心して暮らせる住まいに関する情報を提供しています。

また、利用者が安全・安心な住環境で暮らせるように、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に対する指導及び助言等を行っています。

### ④福祉のまちづくりの推進（A+）

市のホームページ等で適宜情報を公開しております。

## 5 高齢者が安心して暮らせるためのICTの活用推進

### ①高齢者のICT活用の推進 (A)

指標の推移				
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標 (R5)
スマホ講座の開催回数※	60回	38回	0回	
ICT活用を進めているコミデイの数	10か所	17か所	17か所	15か所

(※前計画では指標として設定していなかったもの)

高齢者の身体機能・認知機能の低下防止を図るため、通所サービスB（コミュニティデイハウス）において、利用者向けスマホ講座を開催するなど、ICT活用に向けて取り組みました。

## 6 感染症対策に係る体制整備

### ①感染症対策の介護事業所等との連携・周知啓発・研修・訓練の実施 (A)

コロナ禍において避難者受入人数等の見直しを行い、要配慮者避難施設を円滑に設置運営できるよう、介護事業所等と連携し体制整備を進めています。

また、本市に指定・指導権限のある介護事業所に対し、集団指導や運営指導等を実施し、感染症対策の措置を講じるように周知啓発しております。

## 前計画の基本目標 6 社会保障制度の推進に努める

### ◆各施策の評価と次期計画の方向性

1 介護保険制度の適正・円滑な運営		
取組み	評価	次期計画の方向性
①充実したサービス提供のための施設整備	A	↑強化
②介護保険サービスに関する相談体制の充実	A	→維持
③共生型サービスの取組	C	×終了
④介護保険サービス提供事業者等への指導・助言等	A+	→維持
⑤地域包括ケアシステムを支える人材の確保	A	↑強化

2 介護給付適正化事業の推進（介護給付適正化計画）		
取組み	評価	次期計画の方向性
①要介護認定の適正化	A+	→維持
②ケアプランの点検	A+	→維持
③住宅改修・福祉用具貸与等の点検	A	→維持
④医療情報との突合・縦覧点検	A+	→維持
⑤介護給付費通知	A+	×終了

3 在宅療養の推進		
取組み	評価	次期計画の方向性
①地域の医療・介護資源の把握	A	→維持
②在宅医療・介護連携の課題の抽出	A	→維持
③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	B	↑強化
④在宅医療・介護連携に関する相談支援	A	↑強化
⑤地域住民への普及啓発	A	→維持
⑥医療・介護関係者の情報共有の支援	B	↑強化
⑦医療・介護関係者の研修	A	→維持



## Ⅰ 介護保険制度の適正・円滑な運営

### ①充実したサービス提供のための施設整備 (A)

指標の推移 (8期計画における整備数) ※1				
項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標 (R5)
小規模多機能 居宅介護	1か所	—	—	3か所
認知症対応型 共同生活介護	2か所	1か所	1か所 (※2)	4か所
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	1か所	1か所	—	2か所

(※1 前計画では指標として設定していなかったもの)

(※2 令和5年9月現在、開設に向けて協議中)

地域密着型施設の整備については、毎年公募により事業者を募集し、施設整備を進めました。

今後も、市内の施設需要に合わせた整備を継続していきます。

### ②介護保険サービスに対する相談体制の充実 (A)

指標の推移※				
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標 (R5)
介護相談員数	18人	14人	15人	
訪問件数	74件	40件	111件	

(※前計画では指標として設定していなかったもの)

介護相談員が介護保険施設等を訪問し、利用者やその家族の不満や不安の解消に取り組んでいますが、相談員の確保が課題となっています。

### ③共生型サービスの取組 (C)

高齢者と障害者が同一事業所でサービスを利用しやすくするための共生型サー

ビスについては、職員の負担や報酬が低いため事業所のサービス提供例がないことや、65歳になった場合においてもそれぞれのサービス利用を継続できることから、共生型サービスの必要性が低い状況です。今後も、サービス利用者や事業所からのニーズに応じて、共生型サービスのあり方について検討を進めてまいります。

#### ④介護保険サービス提供事業者等への指導・助言等（A+）

指標の推移				
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標（R5）
運営指導件数※	0件	129件	120件	

（※前計画では指標として設定していなかったもの）

本市に指定・指導権限のある地域密着型サービス及び居宅サービス等については、サービス提供事業者に対し、集団指導及び運営指導等を実施し、利用者に適正なサービスが提供されるように指導、助言等を行います。

#### ⑤地域包括ケアシステムを支える人材の確保（A）

指標の推移				
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標（R5）
介護ファンタジスタ掲載回数※	1回	1回	1回	

（※前計画では指標として設定していなかったもの）

地域包括ケアシステムを支える介護職の魅力発信に努めました。介護職への参入及び定着につながるよう効果的な情報発信をすることが課題です。

## 2 介護給付適正化事業の推進（介護給付適正化計画）

### ①要介護認定の適正化（A+）

指標の推移				
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標（R5）
実施状況（%）	8,526件 （100%）	9,298件 （100%）	8,467件 （100%）	11,000件 （100%）

要介護認定の適正化については、調査票及び主治医意見書をそれぞれチェックし、矛盾点があるものや整合性が取れないものについては、全件に対して問い合わせを行い、内容を確認しました。

### ②ケアプランの点検（A+）

指標の推移				
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標（R5）
実施件数	161件	245件	231件	200件

ケアプランの点検については、個別面談を通して、アセスメントの重要性など「気づき」を促す指導を実施し、複数の事業所で共有すべき事象については「テキセイカだより」で全事業所に周知しました。

また、令和4年度からは、サービス付き高齢者向け住宅等に焦点をあてたケアプラン点検も実施しましたが、ケアマネジャー以外の職員への周知が課題です。

### ③住宅改修・福祉用具貸与等の点検（A）

指標の推移				
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標（R5）
住宅改修の点検 ※1	15件	6件	25件	36件
福祉用具貸与等 の点検 ※2	1回	1回	1回	1回

（※1 月3回×12カ月が目標）

（※2 全件を年1回確認している）

住宅改修の内容に疑義のあるケースについて、理学療法士と連携しながら現地調査を実施し、必要に応じて住宅改修理由書等の提出を求めるなどの指導を実施しました。ただし、専門職による調査件数は限定的になっており、目標件数を達成することができませんでした。福祉用具については、軽度者への福祉用具貸与のうち、届け出が必要な貸与品目の届出漏れの有無を確認しました。

#### ④医療情報との突合・縦覧点検（A+）

指標の推移※				
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標（R5）
医療情報との突合	12件	12件	12件	12件
縦覧点検	12件	12件	12件	12件

（※月1回実施）

医療情報との突合及び縦覧点検については、国民健康保険団体連合会から提供される帳票の活用や突合・点検作業を業務委託することで毎月実施し、請求内容に誤りのあるものについては、事業所に対して過誤申立を行うよう依頼しました。

#### ⑤介護給付費通知（A+）

指標の推移				
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標（R5）
発送件数	2回	2回	2回	2回

介護保険サービスを利用した方全員に、介護給付費通知を年2回送付し、通知内容に疑問や不明点がないか確認していただくとともに、自身の利用しているサービスについて認識を高めてもらうことで、介護保険サービスの適正な利用を図りました。

国の介護給付適正化主要5事業の見直しに合わせて、令和6年度以降は実施を検討します。

### 3 在宅療養の推進

#### ①地域の医療・介護の資源の把握 (A)

指標の推移				
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標 (R5)
「いばらきほっとナビ」における事業所情報公開数※	—	—	3,350 事業所	

(※前計画では指標として設定していなかったもの)

医療機関・介護・障害福祉事業者検索ホームページ「いばらき ほっとナビ」を令和3年10月にリニューアルし、通所型サービスB（コミュニティデイハウス）の情報を追加するなど、地域資源の把握に努めました。

#### ②在宅医療・介護連携の課題の抽出 (A)

高齢者対策・在宅医療委員会などの会議へ出席し、他職種との接点が少ないと役割の理解が難しい課題などについて、共有しました。

また、在宅医療・介護連携の現状の把握のため、令和4年度に医療職・居宅介護支援事業所にアンケートを実施し、アンケート結果を基に医療職と介護職でグループワークを行い、他職種理解や多職種連携の必要性を確認しました。

#### ③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 (B)

指標の推移※			
項目	令和元年度	令和4年度	目標 (R5)
医療ニーズの高い利用者の受入体制	44.5%	42.3%	50%
看取りの体制の整備状況	46.1%	44.2%	50%

(※市内の介護保険事業者を対象に行った「介護保険事業者調査」より)

高齢者が住み慣れた地域で安心して医療・介護サービスを受けられるよう関係者の情報共有ツールとしてはつらつパスポート（連携編）を配布し、その利用状況について調査を行ったところ、利用率は低下していました。

住み慣れた地域で在宅療養を続けるために、高齢者が希望する医療・介護につい

て関係者と情報共有する意識を持つことが課題です。

#### ④在宅医療・介護連携に関する相談支援（A）

指標の推移				
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標（R5）
市内医療機関との 情報共有件数※	23件	52件	37件	

（※前計画では指標として設定していなかったもの）

在宅医療・介護連携窓口を設置し、相談支援を行うとともに、相談内容に応じて関係機関へつなぐなど適切な対応に努めました。

#### ⑤地域住民への普及啓発（A）

指標の推移				
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標（R5）
出前講座実施件数 ※	1回	0回	5回	

（※前計画では指標として設定していなかったもの）

住み慣れた地域で療養生活が送れるよう、在宅医療・在宅ケア等についての説明や啓発を行う出前講座を地域住民に対し実施しました。また、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）についての冊子を配布し、啓発に努めました。茨木市総合医療ガイドを作成し、啓発に努めています。

#### ⑥医療・介護関係者の情報共有の支援（B）

指標の推移				
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標（R5）
はつらつパスポート配布数※	3,009冊	807冊	467冊	

（※前計画では指標として設定していなかったもの）

医療・介護関係者の情報共有ツールとしてはつらつパスポート（連携編）を配布しています。その活用状況について調査を行ったところ、他の情報共有ツールの利用が進んでいることから、現在のはつらつパスポート（連携編）については令和5年度で廃止します。

今後とも、多職種による体制づくりや、ICT 技術を活用した情報連携について検討を進めます。

#### ⑦医療・介護関係者の研修 (A)

指標の推移				
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標 (R5)
多職種連携研修への支援数※	1	0	2	

(※前計画では指標として設定していなかったもの)

市内の在宅療養に関わる関係者の会議等を活用し、多職種連携研修への支援を実施しました。

また、関係機関と連携し、在宅医療に関する講演会や、介護予防のための研修会などを開催しました。

・第9期に向けた取り組みと指標の設定(案)

資料3-2

基本目標	施策	主な取組(9期計画)	主担課	関係課	新たな取組み	目標の設定	指標1	指標2	指標3
1	(1)地域包括支援センターの整備	①圏域型地域包括支援センターの整備	福祉総合相談課			数値目標	圏域型地域包括支援センター新規設置数		
1	(2)地域包括支援センターの運営	①地域包括支援センターの適切運営及び評価	福祉総合相談課			その他	地域包括支援センター業務評価表に基づき、適切に評価します。		
1	(2)地域包括支援センターの運営	②地域ケア会議の推進	福祉総合相談課			数値目標	地域ケア会議開催数		
1	(3)高齢者の生活支援体制整備の推進	①生活支援コーディネーターの配置及び協議体の設置	地域福祉課			数値目標	協議体の設置数	第1層協議体参画団体等と協働した企画および実施回数	
2	(1)介護予防・生活支援サービス事業の取組の推進	①訪問型サービスの展開	長寿介護課(給付係)	長寿介護課(予防係)		数値目標	訪問型サービスAの利用者数(率)(給付係)	訪問型サービスBの利用者数(率)(給付係)	訪問型サービスCの利用者数(率)(予防係)
2	(1)介護予防・生活支援サービス事業の取組の推進	②通所型サービスの展開	長寿介護課(介護予防係)	長寿介護課(給付係)		数値目標	通所型サービスCの利用者数(予防係)		
2	(1)介護予防・生活支援サービス事業の取組の推進	③介護予防ケアマネジメントの展開	長寿介護課(給付係)			数値目標	介護予防ケアマネジメント研修の開催回数	ケアプラン点検のうち要支援者等の点検件数	地域ケア会議のうち自立支援型地域ケア会議の回数
2	(1)介護予防・生活支援サービス事業の取組の推進	④栄養改善型配食の実施	長寿介護課(介護予防係)		新	数値目標	実利用者数		
2	(2)一般介護予防事業の推進	①住民主体の介護予防活動の推進	長寿介護課(介護予防係)			その他			
2	(2)一般介護予防事業の推進	②地域リハビリテーション活動支援事業の展開	長寿介護課(介護予防係)			数値目標	同行訪問実人数	通いの場	
2	(2)一般介護予防事業の推進	③介護予防教室等の見直しと新たな展開	長寿介護課(介護予防係)			その他			
2	(2)一般介護予防事業の推進	④地域での介護予防の取り組みの周知・啓発	長寿介護課(介護予防係)			数値目標	元気いばらきマップ掲載箇所数		
2	(2)一般介護予防事業の推進	⑤はつらつ出張講座による支援	長寿介護課(介護予防係)			数値目標	講座の実施数		
2	(3)高齢者の保険事業と介護予防事業等との一体的な実施	①専門職による通いの場でのポピュレーションアプローチ	健康づくり課	地域福祉課、福祉総合相談課、長寿介護課、保険年金課		数値目標	実施した通いの場数	参加人数	
2	(3)高齢者の保険事業と介護予防事業等との一体的な実施	②高齢者に対する個別的支援(ハイリスクアプローチ)	健康づくり課	地域福祉課、福祉総合相談課、長寿介護課、保険年金課	新	数値目標	保健指導実施率	受療率	翌年度健診結果改善率
2	(4)要介護高齢者等の自立・介護家族等への支援の推進	①高齢者福祉タクシー料金助成事業	長寿介護課(介護予防係)			数値目標	利用人数		
2	(4)要介護高齢者等の自立・介護家族等への支援の推進	②高齢者紙おむつ等支給事業	長寿介護課(介護予防係)			数値目標	利用人数		
2	(4)要介護高齢者等の自立・介護家族等への支援の推進	③高齢者ごいっしょサービス事業	長寿介護課(介護予防係)			数値目標	利用人数		
2	(4)要介護高齢者等の自立・介護家族等への支援の推進	④一人暮らし高齢者等日常生活支援事業(ちよこっとサービス)	長寿介護課(介護予防係)			数値目標	利用人数		
3	(1)地域活動・社会参加の促進	①高齢者活動支援センターでの各種事業の実施	地域福祉課			その他	茨木シニアカレッジ「いこいこ未来塾」、シニアマイスター登録派遣事業、高齢者いきがいワーカーズ支援事業		
3	(1)地域活動・社会参加の促進	②老人クラブ活動の支援	地域福祉課			その他	老人クラブ活動の支援		
3	(1)地域活動・社会参加の促進	③シニアいきいき活動ポイント事業の実施	地域福祉課			数値目標	活動延べ人数		
3	(2)身近な「居場所」の整備	①街かどデイハウス事業とコミュニティデイハウス事業の実施	長寿介護課(介護予防係)			その他			
3	(2)身近な「居場所」の整備	②いきいき交流広場の実施	地域福祉課			数値目標	利用者数		
3	(2)身近な「居場所」の整備	③住民主体の「居場所」に対する持続可能な運営支援	長寿介護課(管理係)	長寿介護課(予防係)、地域福祉課			削除		
3	(3)世代間交流の取組	①多世代交流センター事業の実施	地域福祉課			数値目標	利用者数	世代間交流事業の参加者数	
3	(4)高齢者の「働く場」の創造	①シルバー人材センターの取組	地域福祉課			数値目標	登録会員数		
3	(4)高齢者の「働く場」の創造	②高齢者の多様な働き方の創造	地域福祉課			その他			



4	(1)認知症施策の推進(認知症施策推進大綱の推進)	①普及啓発・本人発信支援	福祉総合相談課			数値目標	認知症サポーター養成講座受講者数		
4	(1)認知症施策の推進(認知症施策推進大綱の推進)	②予防	福祉総合相談課	健康づくり課、長寿介護課					
4	(1)認知症施策の推進(認知症施策推進大綱の推進)	③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	福祉総合相談課			数値目標	認知症カフェ登録数	家族教室実施回数	
4	(1)認知症施策の推進(認知症施策推進大綱の推進)	④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援	福祉総合相談課						
4	(1)認知症施策の推進(認知症施策推進大綱の推進)	⑤研究開発・産業促進・国際展開	福祉総合相談課						
4	(2)虐待防止対策の推進	①高齢者虐待防止及び啓発への取組	福祉総合相談課			その他	ラッピングバスによる啓発の実施		
4	(2)虐待防止対策の推進	②虐待への対応	福祉総合相談課			その他			
4	(3)権利擁護の推進	①高齢者権利擁護事業の推進	地域福祉課			その他	成年後見制度利用支援の促進(利用支援事業・報酬助成事業)	市民後見人の活用	
5	(1)災害・感染症発生時の備え	①災害時における支援体制の強化	長寿介護課(管理係)			数値目標	要配慮者避難施設数		
5	(1)災害・感染症発生時の備え	②感染症対策の介護事業所等との連携・周知啓発・研修・訓練の実施	福祉指導監査課	長寿介護課・管理係		その他	周知啓発の有無		
5	(2)情報公表制度の推進	①事業者情報の公表	長寿介護課(認定係)			数値目標	ほっとナビ閲覧数		
5	(3)安心して暮らせる環境の充実	①緊急通報装置設置事業	長寿介護課(介護予防係)			数値目標	利用人数		
5	(3)安心して暮らせる環境の充実	②ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の見守り体制の推進	地域福祉課			その他			
5	(4)高齢者の居住の安定に係る施策	①高齢者世帯家賃助成事業	長寿介護課(介護予防係)			その他	家賃補助を行うことで、高齢者の暮らしを支援します		
5	(4)高齢者の居住の安定に係る施策	②シルバーハウジング生活援助員派遣事業	長寿介護課(介護予防係)			その他	生活援助員から毎月報告書の提出を求め、居住する高齢者が安心した生活が送れるよう支援する		
5	(4)高齢者の居住の安定に係る施策	③高齢者の居住に関する情報提供	福祉指導監査課			その他	情報提供の有無		
5	(5)高齢者が安心して暮らせるためのICTの活用推進	①高齢者のICT活用の推進	長寿介護課(介護予防係)	地域福祉課		数値目標	スマートフォン利用率(予防係)	介護予防等に関する動画閲覧数(YouTube視聴回数)(予防係)	高齢者活動支援センター・多世代交流センターでの講座実施回数(地域福祉課)
6	(1)介護保険制度の適正・円滑な運営	①充実したサービス提供のための施設整備	長寿介護課(管理係)			数値目標	計画期間中の施設整備数(ミニ特・GH・看多機)		
6	(1)介護保険制度の適正・円滑な運営	②介護保険サービスに関する相談体制の充実	長寿介護課(管理係)			数値目標	介護相談員数	訪問施設数	
6	(1)介護保険制度の適正・円滑な運営	④介護保険サービス提供事業者等への指導・助言等	福祉指導監査課			数値目標	運営指導件数		
6	(1)介護保険制度の適正・円滑な運営	⑤地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上	長寿介護課(管理係)	長寿介護課(認定係)	新	数値目標	事故報告のフィードバック	認定審査の効率化(結果通知までの日数)	
6	(2)介護給付適正化事業の推進(介護給付適正化計画)	①要介護認定の適正化	長寿介護課(認定係)	長寿介護課(給付係)		数値目標	認定調査事後点検率		
6	(2)介護給付適正化事業の推進(介護給付適正化計画)	②ケアプランの点検 住宅改修・福祉用具貸与等の点検	長寿介護課(給付係)			数値目標	ケアプラン点検数	住宅改修の点検数	福祉用具貸与の点検回数
6	(2)介護給付適正化事業の推進(介護給付適正化計画)	※統合のため削除							
6	(2)介護給付適正化事業の推進(介護給付適正化計画)	③医療情報との突合・縦覧点検	長寿介護課(給付係)			数値目標	医療情報との突合回数	縦覧点検回数	
6	(3)在宅療養の推進	①地域の医療・介護資源の把握	長寿介護課(認定係)			数値目標	ほっとナビ掲載数		
6	(3)在宅療養の推進	②在宅医療・介護連携の課題の対応策の検討	長寿介護課(認定係)			その他	在宅医療・介護連携の課題に多職種で対応する		
6	(3)在宅療養の推進	③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	長寿介護課(認定係)			その他	ACPIについての講座実施回数	多職種連携会議の実施回数	
6	(3)在宅療養の推進	④在宅医療・介護連携に関する相談支援	長寿介護課(認定係)			数値目標	相談件数		
6	(3)在宅療養の推進	⑤地域住民への普及啓発	長寿介護課(認定係)			数値目標	参加者数		
6	(3)在宅療養の推進	⑥医療・介護関係者の情報共有の支援	長寿介護課(認定係)			その他	多職種をつなぎスムーズに連携を行うシステム活用事例の情報提供		
6	(3)在宅療養の推進	⑦医療・介護関係者の研修	長寿介護課(認定係)			数値目標	参加者数		

◆茨木市総合保健福祉計画（第3次）の策定スケジュールについて（令和5年10月5日時点）

